

第3章 事業実施を予定している区域及びその周囲の概況

事業実施を予定している区域及びその周囲の概況を、広島市あるいは広島県の公共データ等により把握した。なお、調査対象範囲は、原則として事業計画地周辺の安佐南区、安佐北区とした。

3-1 自然的状況

3-1-1 大気環境

1) 気 象

事業計画地周辺は瀬戸内気候であり、四季を通じて温暖である。

事業計画地周辺の気象観測所である「三入地域気象観測所」における過去 10 年（平成 14 年～平成 23 年）の気温、降水量等は、表 3-1-1 に示すとおりである。なお、気象観測所地点図は、図 3-1-1 に示すとおりである。

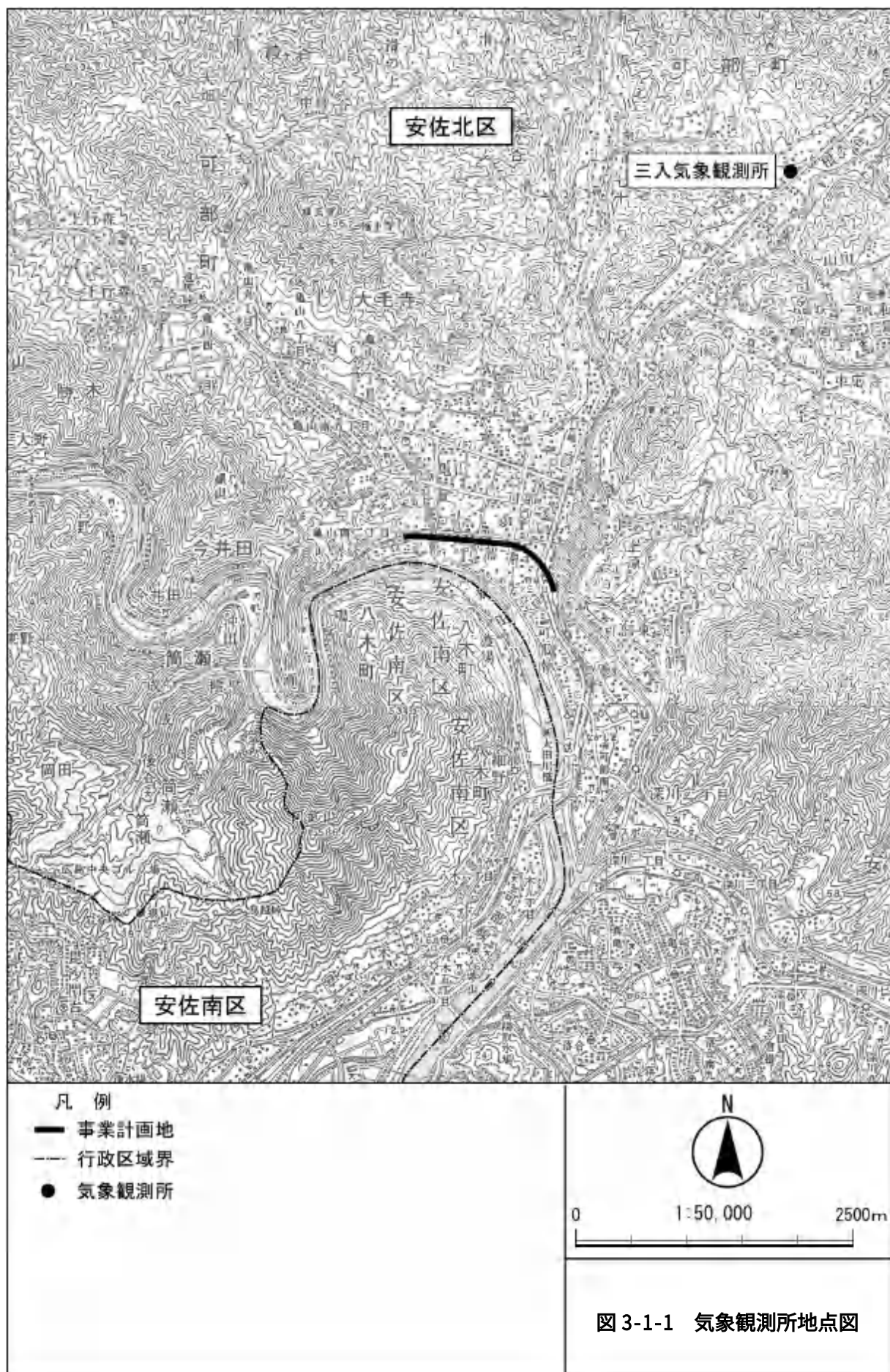
これによると、過去 10 年の平均気温は 14.6℃、年間の平均降水量は 1,622.9mm、平均風速は 1.1m/s であり、風向は南西から南南西方向の風が卓越している年が多い。

また、平成 23 年の月別の気温、降水量等は表 3-1-1 に示すとおりであり、平均気温の最高値は 8 月の 26.5℃、最低値は 1 月の 0.7℃、降水量の最高値は 5 月の 309.0mm/月、最低値は 1 月の 23.0mm/月、平均風速の最高値は 4 月の 1.5m/s、最低値は 12 月の 0.7m/s であった。

表 3-1-1 主な気象要素の観測結果（三入地域気象観測所）

年 次	気温 (℃)			降水量 (mm)	風速 (m/s)	風 向
	平 均	極 値				
		最 高	最 低	総 量	平 均	最多風向
平成 14 年	14.5	35.8	-5.0	1,275.0	1.1	南西
平成 15 年	14.3	34.6	-8.1	1,638.0	1.1	北
平成 16 年	15.1	37.0	-7.3	1,974.0	1.1	南西
平成 17 年	14.3	35.1	-5.9	1,527.0	1.2	南西
平成 18 年	14.6	36.1	-5.6	2,180.0	1.1	南南西
平成 19 年	15.0	36.7	-4.4	1,251.0	1.2	南西
平成 20 年	14.6	35.6	-4.6	1,350.5	1.0	北東
平成 21 年	14.6	34.8	-4.4	1,563.0	1.1	北
平成 22 年	14.8	36.6	-5.1	1,826.0	1.1	南南西
平成 23 年	14.3	35.0	-8.1	1,644.5	1.1	南西
1 月	0.7	9.8	-8.1	23.0	0.8	南西
2 月	4.7	19.3	-3.9	71.5	0.9	北
3 月	5.1	18.7	-4.0	50.5	1.0	南西
4 月	11.4	22.6	-0.8	115.5	1.5	南西
5 月	18.1	27.7	7.1	309.0	1.4	北北東
6 月	22.6	33.0	14.0	166.0	1.3	南西
7 月	26.0	35.0	19.5	281.0	1.4	北東
8 月	26.5	34.5	21.0	132.0	1.2	南西
9 月	22.9	33.4	10.4	192.5	1.1	北
10 月	16.3	26.8	5.2	164.0	0.9	西南西
11 月	12.7	24.9	-0.1	87.5	0.8	西
12 月	4.8	14.5	-3.3	52.0	0.7	南南西
平均	14.6	35.7	-5.9	1,622.9	1.1	—

出典：「気象観測データ」気象庁ホームページ (<http://www.jma.go.jp/jma/menu/obsmenu.html>)



2)大気質

(1)一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局調査結果

事業計画地周辺における一般環境大気測定局は「可部小学校測定局」である。なお、事業計画地周辺に自動車排出ガス測定局は存在しない。

可部小学校測定局における測定項目は表 3-1-2 に、項目毎の大気質測定結果は表 3-1-3 に、測定地点は図 3-1-2 に示すとおりである。なお、可部小学校測定局では、二酸化硫黄及び一酸化炭素の測定は行われていない。

これによると、可部小学校測定局では、二酸化窒素の日平均値の年間 98%値は、0.020ppm、浮遊粒子状物質の日平均値の 2%除外値は、0.072mg/m³、1 時間値の最高値 0.170 mg/m³であり、環境基準値を満たしている。光化学オキシダントは 0.06ppm を超えた日数が 80 日、421 時間あり、環境基準を満たしていない。なお、光化学オキシダントは、広島市内の一般環境大気測定局 7 箇所全てで環境基準を満たしていない。

風向別の平均風速は、0.97～3.31m/s となっており、比較的静穏な風環境である。風向は、地形の影響を受けており、北寄りと南寄りの風が卓越している。なお、静穏な状態（CALM）は 3.3%である。

表 3-1-2 可部小学校測定局における測定項目

項 目	可部小学校測定局
窒素酸化物	○
浮遊粒子状物質	○
二酸化硫黄	×
一酸化炭素	×
光化学オキシダント	○
風向構成比及び風速	○
事業計画地からの距離	350m

出典：「広島県の大気状況」広島県ホームページ

(http://www.pref.hiroshima.lg.jp/eco/e/kanshi/station_inf/kyokuinfo.html)

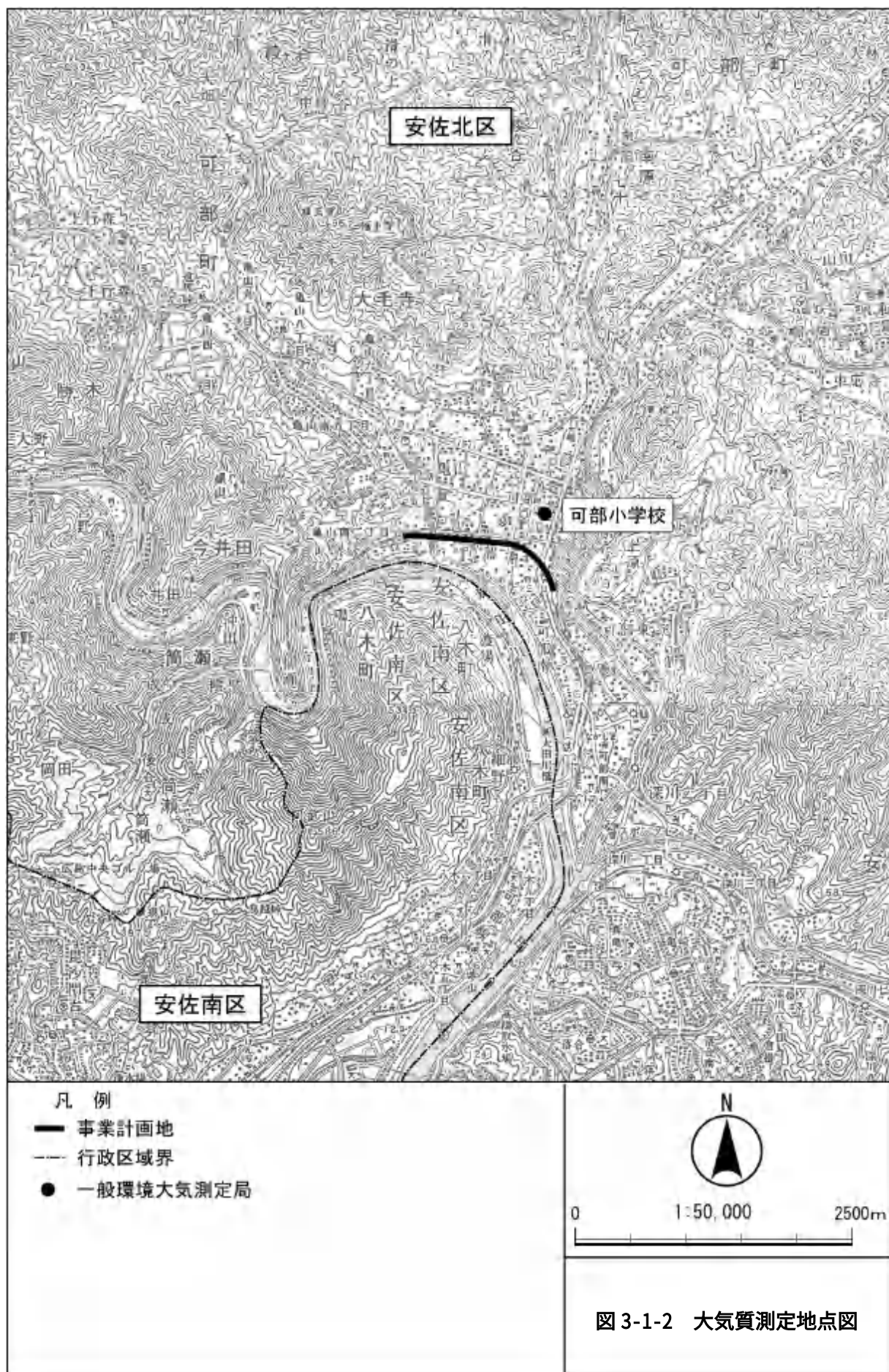


表 3-1-3(1) 大気測定局測定結果（平成 22 年度）

【窒素酸化物】		一般環境大気測定局	
項 目		単位	可部小学校
用途地域			二種住居
一酸化窒素	有効測定日数	日	363
	測定時間	時間	8,653
	年平均値	ppm	0.003
	1 時間値の最高値	ppm	0.068
	日平均値の年間 98% 値	ppm	0.009
二酸化窒素	有効測定日数	日	363
	測定時間	時間	8,653
	年平均値	ppm	0.011
	1 時間値の最高値	ppm	0.049
	1 時間値が 0.2ppm を超えた時間数とその割合	時間	0
		%	0.0
	1 時間値が 0.1ppm 以上 0.2ppm 以下の時間数とその割合	時間	0
		%	0.0
	日平均値が 0.06ppm を超えた日数とその割合	日	0
		%	0.0
	日平均値が 0.04ppm 以上 0.06ppm 以下の日数とその割合	日	0
		%	0.0
窒素酸化物	日平均値の年間 98% 値	ppm	0.020
	98% 値評価による日平均値が 0.06ppm を超えた日数	日	0
	有効測定日数	日	363
	測定時間	時間	8,653
	年平均値	ppm	0.013
	1 時間値の最高値	ppm	0.100
	日平均値の年間 98% 値	ppm	0.028
	年平均値 NO ₂ / (NO+NO ₂)	%	80.2

【浮遊粒子状物質】		一般環境大気測定局	
項 目		単位	可部小学校
用途地域			二種住居
有効測定日数		日	362
測定時間		時間	8,705
年平均値		mg/m ³	0.034
1 時間値が 0.20mg/m ³ を超えた時間数とその割合		時間	0
		%	0
日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日数とその割合		日	0
		%	0
1 時間値の最高値		mg/m ³	0.170
日平均値の 2% 除外値		mg/m ³	0.072
日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日が 2 日以上連続したことの有無		有× 無○	○
環境基準の長期的評価による日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日数		日	0

出典：「平成 23 年度版 広島市の環境（広島市環境白書）」（平成 24 年 3 月、広島市環境局）

表 3-1-3(2) 大気測定局測定結果（平成 22 年度）

【光化学オキシダント】		一般環境大気測定局
項 目	単位	可部小学校
用途地域		二種住居
昼間測定日数	日	365
昼間測定時間	時間	5,437
昼間の 1 時間値の年平均値	ppm	0.030
昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた日数と時間数	日	80
	時間	421
昼間の 1 時間値が 0.12ppm 以上の日数と時間数	日	3
	時間	5
昼間の 1 時間値の最高値	ppm	0.134
昼間の日最高 1 時間値の年平均値	ppm	0.048

風向 項目	一般環境大気測定局	
	可部小学校	
	頻度 (%)	平均風速 (m/s)
NNE	14.3	2.25
NE	1.6	1.70
ENE	0.5	1.09
E	0.4	1.12
ESE	0.6	0.97
SE	0.6	1.18
SSE	1.5	1.98
S	8.8	3.23
SSW	14.1	3.31
SW	3.5	1.77
WSW	2.3	1.23
W	2.7	1.24
WNW	3.8	1.47
NW	8.0	1.75
NNW	13.2	1.93
N	20.9	2.19
静穏 (CALM)	3.3	—

注. 静穏 (CALM)：風速 0.2m/s 以下の状態を示す。

出典：「平成 23 年度版 広島市の環境（広島市環境白書）」（平成 24 年 3 月、広島市環境局）

(2) 有害大気汚染物質調査結果

事業計画地周辺には、有害大気汚染物質の調査地点はない。

(3) ダイオキシン類調査結果

事業計画地周辺における大気中のダイオキシン類調査結果は、表 3-1-4 に示すとおりである。これによると、可部小学校における調査結果は、環境基準を満たしている。なお、市内の全調査地点においても環境基準を満たしている。

表 3-1-4 ダイオキシン類（大気環境）調査結果（平成 22 年度）

単位：pg-TEQ/m³

調査地点	第 1 回 (5 月)	第 2 回 (8 月)	第 3 回 (11 月)	第 4 回 (2 月)	年平均値	環境基準値
可部小学校	0.091	0.064	0.024	0.031	0.053	0.6

出典：「平成 23 年度版 広島市の環境（広島市環境白書）」（平成 24 年 3 月、広島市環境局）

3) 騒 音

事業計画地周辺における自動車（道路交通）騒音の環境基準適合状況は、表 3-1-5 に示すとおり、環境基準適合率は昼間で 73～100%、夜間で 65～100%となっている。

また、道路近傍における自動車騒音測定結果は表 3-1-6 に、測定地点は図 3-1-3 に示すとおりである。これによると、事業計画地周辺の道路近傍騒音は昼間 64～73dB、夜間 58～70dB であり、昼夜ともに最大となったのは、一般国道 54 号沿いのN^o3 の地点であった。

「平成 23 年度版 広島市の環境（広島市環境白書）」（平成 24 年 3 月、広島市環境局）によると、鉄道騒音は、広島市内で新幹線を対象に 3 地点、JR 可部線を対象に 1 地点測定されている。JR 可部線の調査結果は、表 3-1-7 に示すとおり、軌道中心から 12.5m 地点では昼間 63dB、夜間 58dB、軌道中心から 25m 地点では昼間 59dB、夜間 54dB であった。

航空機騒音は、広島西飛行場を対象に西区内の 9 地点において測定が行われているが、事業計画地周辺に測定地点は無い。

表 3-1-5 道路交通騒音に関する環境基準適合状況（路線別適合率）（平成 22 年度）

道路種別	路線名称	評価区間数	対象戸数 (百戸)	環境基準適合率 (%)	
				昼 間	夜 間
一般国道	国道 54 号	12	27	74	65
	国道 54 号（可部バイパス）	5	9	87	91
	国道 191 号	5	15	93	83
主要地方道	広島三次線	21	74	87	87
	広島中島線	9	42	94	92
一般県道	宇津可部線	1	8	99	99
	下佐東線	2	6	100	100
	可部停車場線	1	2	99	98
	今井田緑井線	2	16	73	66
	南原峡線	1	4	90	81
	八木広島線	1	2	88	90
	八木緑井線	1	15	98	87

注 1. 路線別適合率は、道路沿道の各住居における基準適合を路線別に集計したものである。

注 2. 環境基準適合率 (%) = 環境基準適合戸数 / 対象戸数 × 100

注 3. 対象戸数は、百戸未満を四捨五入して表記したものである。

注 4. 昼間は 6～22 時、夜間は 22～6 時を示す。

出典：「平成 23 年度版 広島市の環境（広島市環境白書）」（平成 24 年 3 月、広島市環境局）

表 3-1-6 自動車騒音測定結果

№	評価区間名称	測定地点	騒音レベル (dB)	
			昼 間	夜 間
1	一般県道八木緑井線	安佐南区緑井 6 丁目 29 番	70	66
2	一般国道 54 号	安佐北区可部 4 丁目 24 番	73	69
3	一般国道 54 号	安佐北区可部 4 丁目 11 番	73	70
4	一般国道 54 号 (可部バイパス)	安佐北区可部 1 丁目 20 番	67	58
5	一般国道 54 号 (可部バイパス)	安佐北区可部 5 丁目 8 番	64	59
6	一般国道 191 号	安佐北区可部町勝木	73	66
7	一般国道 191 号	安佐北区亀山 3 丁目 3 番	70	67

注. 昼間は 6～22 時、夜間は 22～6 時を示す。

出典：「平成 23 年度版 広島市の環境 (広島市環境白書)」(平成 24 年 3 月、広島市環境局)

表 3-1-7 鉄道騒音調査結果 (平成 22 年度)

区 分	路線名	測定地点 用途地域	防音壁	列車速度 (km/h)	昼夜別	等価騒音レベル (dB)	
						軌道中心からの距離	
						12.5m	25m
在来線	J R 可部線	安佐南区緑井 2 丁目 第 2 種住居地域	無	51	昼間	63	59
					夜間	58	54

注. 昼間は 7～22 時、夜間は 22～7 時を示す。

出典：「平成 23 年度版 広島市の環境 (広島市環境白書)」(平成 24 年 3 月、広島市環境局)

4) 振 動

「平成 23 年度版 広島市の環境 (広島市環境白書)」(平成 24 年 3 月、広島市環境局)によると、道路交通振動は、広島市内の 7 地点で測定が行われているが、事業計画地周辺に振動の測定地点は無い。鉄道振動は、新幹線を対象に 3 地点、JR 可部線を対象に 1 地点測定されている。JR 可部線の調査結果は、表 3-1-8 に示すとおり、軌道中心から 12.5m 地点では 61dB、軌道中心から 25m 地点では 59dB であった。

表 3-1-8 鉄道振動調査結果 (平成 22 年度)

区 分	路線名	測定地点 用途地域	防音壁	列車速度 (km/h)	振動レベル (dB)	
					軌道中心からの距離	
					12.5m	25m
在来線	J R 可部線	安佐南区緑井 2 丁目 第 2 種住居地域	無	51	61	59

注. 振動レベルは、測定した振動のピークレベルのうちレベルの大きさが上位半数のものを算術平均している。

出典：「平成 23 年度版 広島市の環境 (広島市環境白書)」(平成 24 年 3 月、広島市環境局)

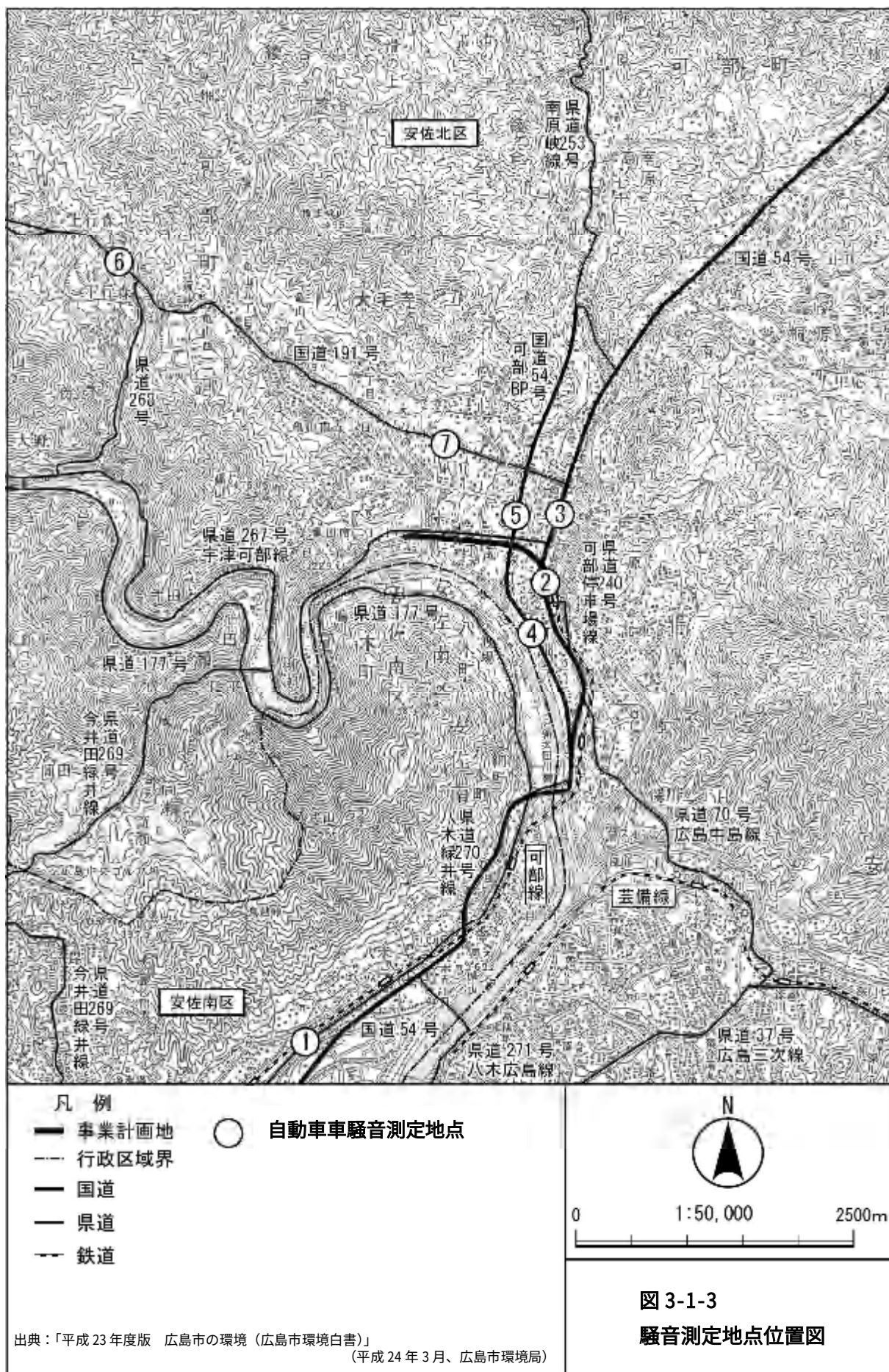
5) 悪 臭

悪臭に関する公害苦情件数は、表 3-1-9 に示すとおりである。苦情件数は、過去 5 年で平成 20 年度が最も多く 93 件であったが、平成 21 年度以降は減少傾向にある。

表 3-1-9 年度別公害苦情件数

年度 種類	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
悪臭	75	66	93	70	63

出典：「平成 23 年度版 広島市の環境 (広島市環境白書)」(平成 24 年 3 月、広島市環境局)



3-1-2 水環境

1)水 質

(1)公共用水域水質測定結果

事業計画地周辺における公共用水域（河川水）の水質測定結果は、表 3-1-10 及び表 3-1-11 に示すとおりである。また、測定地点は、図 3-1-4 に示すとおりである。

これによると、一般項目のうち、環境基準の定めがある生活環境項目では、大腸菌群数が環境基準の類型指定を受けている 7 地点（A 類型 4 地点、B 類型 3 地点）全てで環境基準を満たしていない。また、pH、BOD、SS についても、環境基準を満たしていない地点がある。健康項目については、測定を行った全ての地点で環境基準を満足していた。

なお、健康項目のカドミウムに関しては、基準値が 0.01mg/L から 0.003mg/L に改正され、平成 23 年 10 月 27 日から施行されている。

表 3-1-10 公共用水域水質測定結果（平成 22 年度）

水系		太田川水系					
河川		大井出川	帆待川	新川	桐原川	三篠川	落合川
測定地点名		大井出川 河口	帆待川 河口	新川樋門	桐原川	三篠川 河口	落合川 河口
環境基準の類型		—	—	—	—	—	—
生活環境項目	pH	7.9～8.0	7.5～8.2	7.2～7.4	7.2～7.3	—	6.8～7.2
	DO (mg/L)	9.6	9.8	10	11	—	9.7
	BOD (mg/L)	1.8	2.7	2.4	1.1	—	1.7
	COD (mg/L)	1.8	2.8	2.0	1.5	—	2.0
	SS (mg/L)	2	1	4	2	—	2
	大腸菌群数 (MPN/100mL)	7.4×10^3	9.0×10^3	2.1×10^4	1.4×10^4	—	6.7×10^3
栄養塩類	全窒素 (mg/L)	—	—	—	—	—	—
	アンモニア態窒素 (mg/L)	—	—	—	—	—	—
	亜硝酸態窒素 (mg/L)	—	—	—	—	—	—
	硝酸態窒素 (mg/L)	—	—	—	—	—	—
	全磷 (mg/L)	—	—	—	—	—	—
	磷酸態磷 (mg/L)	—	—	—	—	—	—
洗剤残存量 (mg/L)		—	0.08	—	—	N.D.	N.D.

注 1. 生活環境項目及び栄養塩类等（pH を除く）の数値は、年平均値である。

注 2. N.D.：検出せず（定量限界 0.1mg/L 未満）。

出典：「平成 23 年度版 広島市の環境（広島市環境白書）」（平成 24 年 3 月、広島市環境局）

表 3-1-11(1) 公共用水域水質測定結果（平成 23 年度）

測定項目		単位	行森川合流点 A 類型	太田川橋 A 類型	玖村 A 類型	環境基準	
						A 類型	B 類型
一般項目	流量	m ³ /s	—	6.5～140	—	—	—
	pH	—	7.3～8.4	7.0～8.5	7.2～7.9	6.5～8.5	6.5～8.5
	D O	mg/L	8.9～13	9.0～14	8.8～13	7.5 以上	5 以上
	B O D	mg/L	<0.5～6.0*	<0.5～1.5	0.6～1.6	2 以下	3 以下
	C O D	mg/L	1.4～2.6	1.4～4.1	1.8～4.7	—	—
	S S	mg/L	<1～15	1～51*	2～48*	25 以下	25 以下
	大腸菌群数	MPN/100mL	230～13000*	330～7900*	130～13000*	1,000 以下	5,000 以下
	全窒素	mg/L	—	0.49～0.92	0.47～0.92	—	—
	全磷	mg/L	—	0.012～0.053	0.011～0.060	—	—
	全亜鉛	mg/L	—	<0.001～0.006	<0.001～0.011	—	—
健康項目	カドミウム	mg/L	—	<0.0005～<0.0005	<0.0005～<0.0005	0.01 以下	
	全シアン	mg/L	—	<0.01～<0.01	<0.01～<0.01	検出されないこと	
	鉛	mg/L	—	0.001～0.001	<0.001～0.002	0.01 以下	
	六価クロム	mg/L	—	<0.002～<0.002	<0.002～<0.002	0.05 以下	
	砒素	mg/L	—	<0.001～<0.001	<0.001～0.001	0.01 以下	
	総水銀	mg/L	—	<0.0005～<0.0005	<0.0005～<0.0005	0.0005 以下	
	アルキル水銀	mg/L	—	—	—	検出されないこと	
	P C B	mg/L	—	<0.0005～<0.0005	<0.0005～<0.0005	検出されないこと	
	ジクロロメタン	mg/L	—	<0.0002～<0.0002	<0.0002～<0.0002	0.02 以下	
	四塩化炭素	mg/L	—	<0.0002～<0.0002	<0.0002～<0.0002	0.002 以下	
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	—	<0.0002～<0.0002	<0.0002～<0.0002	0.004 以下	
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	—	<0.0002～<0.0002	<0.0002～<0.0002	0.1 以下	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	—	<0.0002～<0.0002	<0.0002～<0.0002	0.04 以下	
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	—	<0.0002～<0.0002	<0.0002～<0.0002	1 以下	
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	—	<0.0002～<0.0002	<0.0002～<0.0002	0.006 以下	
	トリクロロエチレン	mg/L	—	<0.0002～<0.0002	<0.0002～<0.0002	0.03 以下	
	テトラクロロエチレン	mg/L	—	<0.0002～<0.0002	<0.0002～<0.0002	0.01 以下	
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	—	<0.0002～<0.0002	<0.0002～<0.0002	0.002 以下	
	チウラム	mg/L	—	<0.0006～<0.0006	<0.0006～<0.0006	0.006 以下	
	シマジン	mg/L	—	<0.0002～<0.0002	<0.0002～<0.0002	0.003 以下	
	チオベンカルブ	mg/L	—	<0.0001～<0.0001	<0.0001～<0.0001	0.02 以下	
	ベンゼン	mg/L	—	<0.0002～<0.0002	<0.0002～<0.0002	0.01 以下	
	セレン	mg/L	—	<0.001～<0.001	<0.001～<0.001	0.01 以下	
	亜硝酸性窒素	mg/L	—	0.002～0.006	0.002～0.009	—	
	硝酸性窒素	mg/L	—	0.36～0.63	0.28～0.59	—	
	硝酸性及び亜硝酸性窒素	mg/L	—	0.36～0.63	0.28～0.59	10 以下	
	ふっ素	mg/L	—	0.08～0.08	0.08～0.09	0.8 以下	
	ほう素	mg/L	—	<0.01～<0.01	<0.01～0.01	1 以下	
	1,4-ジオキサン	mg/L	—	<0.005～<0.005	<0.005～<0.005	0.05 以下	
特殊項目	フェノール類	mg/L	—	—	—	—	
	銅	mg/L	—	—	—	—	
	鉄	mg/L	—	—	—	—	
	マンガン	mg/L	—	—	—	—	
	クロム（全）	mg/L	—	—	—	—	
その他項目	塩素イオン	mg/L	5.2～11.0	—	—	—	
	アンモニア態窒素	mg/L	—	<0.01～0.06	<0.01～0.02	—	
	磷酸態磷	mg/L	—	0.002～0.010	0.002～0.019	—	
	T O C	mg/L	—	—	0.5～1.4	—	
	メチレンブルー活性物質	mg/L	—	—	<0.02～0.03	—	
	濁度	度	—	—	1～11	—	
	トリハロメタン生成能	mg/L	—	—	0.023～0.043	—	
	ふん便性大腸菌群数	個/100mL	—	—	<1～350	—	

注.表中の「*」は、環境基準を超過していることを示す。

出典：「公共用水域・地下水の水質調査結果（平成 23 年度）」（広島県環境部環境保全課）

表 3-1-11(2) 公共用水域水質測定結果（平成 23 年度）

測定項目		単位	灰川橋 —	桐原川合流前 B 類型	土居橋 B 類型	環境基準	
						A 類型	B 類型
一般項目	流量	m ³ /s	—	—	—	—	—
	pH	—	7.3～8.2	7.5～8.8*	7.6～8.5	6.5～8.5	6.5～8.5
	D O	mg/L	8.5～12	8.7～13	8.9～13	7.5 以上	5 以上
	B O D	mg/L	<0.5～1.2	0.6～1.5	<0.5～4.4*	2 以下	3 以下
	C O D	mg/L	1.1～2.3	1.4～2.4	1.5～4.8	—	—
	S S	mg/L	<1～2	<1～3	<1～3	25 以下	25 以下
	大腸菌群数	MPN/100mL	790～33000	230～49000*	490～130000*	1,000 以下	5,000 以下
	全窒素	mg/L	—	—	—	—	—
	全磷	mg/L	—	—	—	—	—
	全亜鉛	mg/L	—	—	—	—	—
健康項目	カドミウム	mg/L	—	—	—	0.01 以下	
	全シアン	mg/L	—	—	—	検出されないこと	
	鉛	mg/L	—	—	—	0.01 以下	
	六価クロム	mg/L	—	—	—	0.05 以下	
	砒素	mg/L	—	—	—	0.01 以下	
	総水銀	mg/L	—	—	—	0,0005 以下	
	アルキル水銀	mg/L	—	—	—	検出されないこと	
	P C B	mg/L	—	—	—	検出されないこと	
	ジクロロメタン	mg/L	—	—	—	0.02 以下	
	四塩化炭素	mg/L	—	—	—	0.002 以下	
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	—	—	—	0.004 以下	
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	—	—	—	0.1 以下	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	—	—	—	0.04 以下	
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	—	—	—	1 以下	
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	—	—	—	0.006 以下	
	トリクロロエチレン	mg/L	—	—	—	0.03 以下	
	テトラクロロエチレン	mg/L	—	—	—	0.01 以下	
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	—	—	—	0.002 以下	
	チウラム	mg/L	—	—	—	0.006 以下	
	シマジン	mg/L	—	—	—	0.003 以下	
	チオベンカルブ	mg/L	—	—	—	0.02 以下	
	ベンゼン	mg/L	—	—	—	0.01 以下	
	セレン	mg/L	—	—	—	0.01 以下	
	亜硝酸性窒素	mg/L	—	—	—	—	
	硝酸性窒素	mg/L	—	—	—	—	
	硝酸性及び亜硝酸性窒素	mg/L	—	—	—	10 以下	
	ふっ素	mg/L	—	—	—	0.8 以下	
	ほう素	mg/L	—	—	—	1 以下	
	1,4-ジオキサン	mg/L	—	—	—	0.05 以下	
特殊項目	フェノール類	mg/L	—	—	—	—	
	銅	mg/L	—	—	—	—	
	鉄	mg/L	—	—	—	—	
	マンガン	mg/L	—	—	—	—	
	クロム（全）	mg/L	—	—	—	—	
その他項目	塩素イオン	mg/L	4.6～7.2	6.8～16.0	6.7～28.0	—	
	アンモニア態窒素	mg/L	—	—	—	—	
	磷酸態磷	mg/L	—	—	—	—	
	T O C	mg/L	—	—	—	—	
	メチレンブルー活性物質	mg/L	—	—	—	—	
	濁度	度	—	—	—	—	
	トリハロメタン生成能	mg/L	—	—	—	—	
	ふん便性大腸菌群数	個/100mL	—	—	—	—	

注.表中の「*」は、環境基準を超過していることを示す。

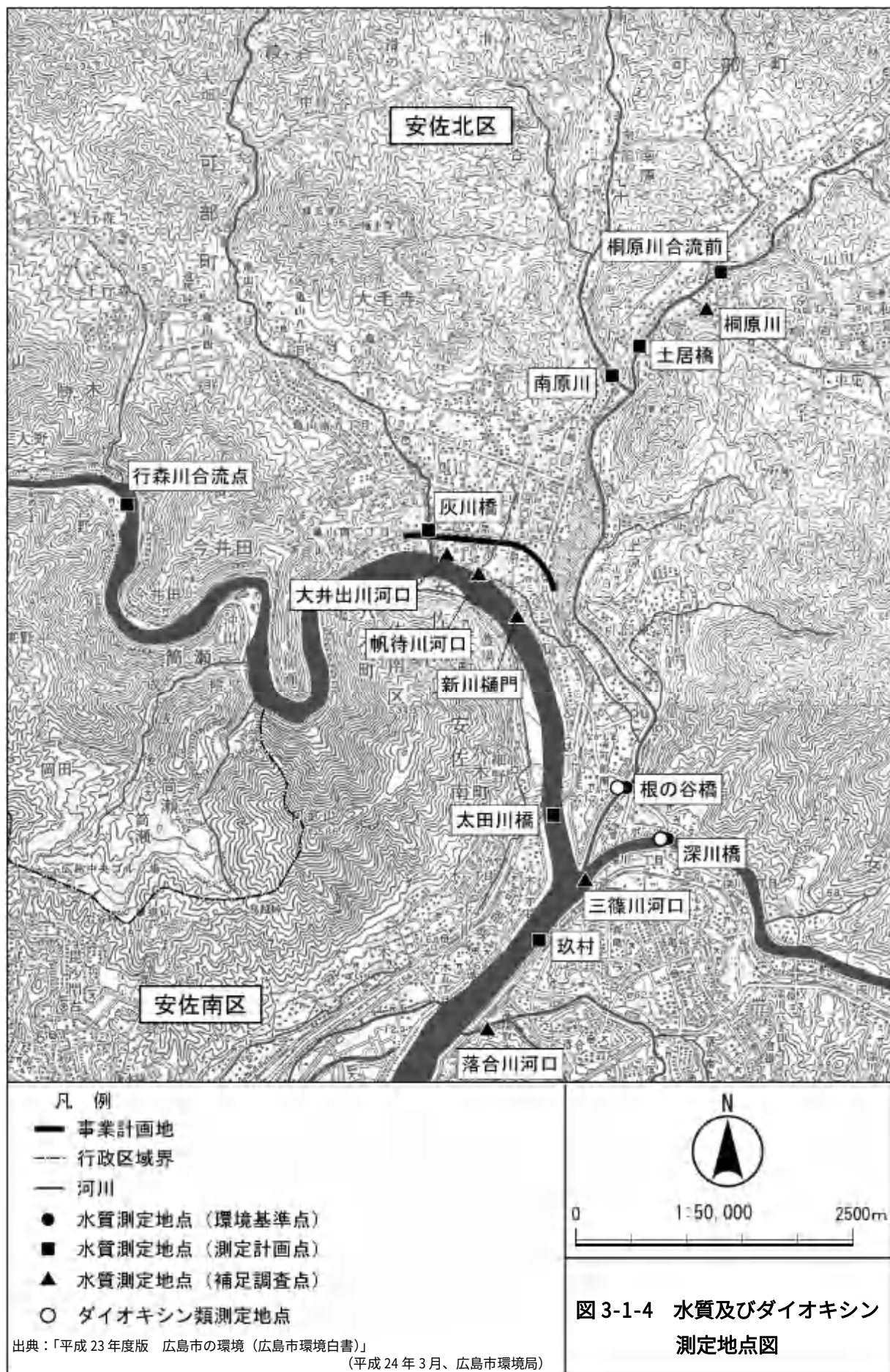
出典：「公共用水域・地下水の水質調査結果（平成 23 年度）」（広島県環境部環境保全課）

表 3-1-11(3) 公共用水域水質測定結果（平成 23 年度）

測定項目		単位	根の谷橋 B 類型	南原川 —	深川橋 A 類型	環境基準	
						A 類型	B 類型
一般項目	流量	m ³ /s	0.00～26	—	2.1～57	—	—
	pH	—	7.1～9.2*	7.4～8.3	7.3～8.7*	6.5～8.5	6.5～8.5
	D O	mg/L	7.5～13	9.1～12	8.4～14	7.5 以上	5 以上
	B O D	mg/L	<0.5～1.9	0.7～1.4	<0.5～3.6*	2 以下	3 以下
	C O D	mg/L	1.3～3.9	1.4～1.9	1.7～7.0	—	—
	S S	mg/L	<1～24	<1～1	1～53*	25 以下	25 以下
	大腸菌群数	MPN/100mL	23～220000*	1300～49000	490～24000*	1,000 以下	5,000 以下
	全窒素	mg/L	0.55～1.2	—	0.64～1.3	—	—
	全磷	mg/L	0.010～0.077	—	0.013～0.10	—	—
	全亜鉛	mg/L	0.002～0.028	—	<0.001～0.019	—	—
健康項目	カドミウム	mg/L	<0.0005～<0.0005	—	<0.0005～<0.0005	0.01 以下	
	全シアン	mg/L	<0.01～<0.01	—	<0.01～<0.01	検出されないこと	
	鉛	mg/L	<0.001～<0.001	—	<0.001～0.001	0.01 以下	
	六価クロム	mg/L	<0.002～<0.002	—	<0.002～<0.002	0.05 以下	
	砒素	mg/L	0.001～0.002	—	<0.001～0.001	0.01 以下	
	総水銀	mg/L	<0.0005～<0.0005	—	<0.0005～<0.0005	0,0005 以下	
	アルキル水銀	mg/L	—	—	—	検出されないこと	
	P C B	mg/L	<0.0005～<0.0005	—	<0.0005～<0.0005	検出されないこと	
	ジクロロメタン	mg/L	<0.0002～<0.0002	—	<0.0002～<0.0002	0.02 以下	
	四塩化炭素	mg/L	<0.0002～<0.0002	—	<0.0002～<0.0002	0.002 以下	
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0002～<0.0002	—	<0.0002～<0.0002	0.004 以下	
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.0002～<0.0002	—	<0.0002～<0.0002	0.1 以下	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.0002～<0.0002	—	<0.0002～<0.0002	0.04 以下	
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0002～<0.0002	—	<0.0002～<0.0002	1 以下	
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0002～<0.0002	—	<0.0002～<0.0002	0.006 以下	
	トリクロロエチレン	mg/L	<0.0002～<0.0002	—	<0.0002～<0.0002	0.03 以下	
	テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0002～<0.0002	—	<0.0002～<0.0002	0.01 以下	
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002～<0.0002	—	<0.0002～<0.0002	0.002 以下	
	チウラム	mg/L	<0.0006～<0.0006	—	<0.0006～<0.0006	0.006 以下	
	シマジン	mg/L	<0.0002～<0.0002	—	<0.0002～<0.0002	0.003 以下	
	チオベンカルブ	mg/L	<0.0001～<0.0001	—	<0.0001～<0.0001	0.02 以下	
	ベンゼン	mg/L	<0.0002～<0.0002	—	<0.0002～<0.0002	0.01 以下	
	セレン	mg/L	<0.001～<0.001	—	<0.001～<0.001	0.01 以下	
	亜硝酸性窒素	mg/L	0.003～0.012	—	0.002～0.015	—	
	硝酸性窒素	mg/L	0.39～1.0	—	0.45～0.82	—	
	硝酸性及び亜硝酸性窒素	mg/L	0.40～1.0	—	0.45～0.83	10 以下	
	ふっ素	mg/L	0.08～0.08	—	0.13～0.13	0.8 以下	
	ほう素	mg/L	0.02～0.02	—	0.01～0.01	1 以下	
	1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005～<0.005	—	<0.005～<0.005	0.05 以下	
特殊項目	フェノール類	mg/L	—	—	—	—	
	銅	mg/L	—	—	—	—	
	鉄	mg/L	—	—	—	—	
	マンガン	mg/L	—	—	—	—	
	クロム（全）	mg/L	—	—	—	—	
その他項目	塩素イオン	mg/L	—	4.1～5.8	—	—	
	アンモニア態窒素	mg/L	<0.01～0.04	—	<0.01～0.04	—	
	磷酸態磷	mg/L	<0.002～0.025	—	0.005～0.037	—	
	T O C	mg/L	—	—	—	—	
	メチレンブルー 活性物質	mg/L	—	—	—	—	
	濁度	度	—	—	—	—	
	トリハロメタン生成能	mg/L	—	—	—	—	
	ふん便性大腸菌群数	個/100mL	—	—	—	—	

注.表中の「*」は、環境基準を超過していることを示す。

出典：「公共用水域・地下水の水質調査結果（平成 23 年度）」（広島県環境部環境保全課）



(2)ダイオキシン類調査結果

事業計画地周辺における河川の水質のダイオキシン類調査結果は表 3-1-12 に、調査地点は図 3-1-4 に示すとおりである。

これによると、事業計画地周辺の調査地点である 2 地点とも環境基準を満たしている。なお、その他の市内の調査地点においても環境基準を満たしている。

表 3-1-12 ダイオキシン類（公共用水域（河川 水質））調査結果（平成 22 年度）

単位：pg-TEQ/L

調査地点	第 1 回 7、8 月	第 2 回 11 月	年平均値	環境基準値 (年平均値)
根谷川 根の谷橋	0.058	0.020	0.039	1 以下
三篠川 深川橋	0.056	0.040	0.048	1 以下

出典：「平成 23 年度版 広島市の環境（広島市環境白書）」（平成 24 年 3 月、広島市環境局）

2)底 質

(1)底質調査結果

「平成 23 年度版 広島市の環境（広島市環境白書）」（平成 24 年 3 月、広島市環境局）によると、事業計画地周辺河川において底質（pH、COD、強熱減量、硫化物総量、含水率、カドミウム、鉛、ヒ素、総水銀、アルキル水銀、PCB、銅、クロム、酸化還元電位）の調査地点は設けられていない。

(2)ダイオキシン類調査結果

事業計画地周辺における河川の底質のダイオキシン類調査結果は表 3-1-13 に、調査地点は図 3-1-4 に示すとおりである。

これによると、事業計画地周辺の調査地点である 2 地点とも環境基準を満たしている。なお、その他の市内の調査地点においても環境基準を満たしている。

表 3-1-13 ダイオキシン類（公共用水域（河川 底質））調査結果（平成 22 年度）

単位：pg-TEQ/g

調査地点	7、8 月	環境基準値
根谷川 根の谷橋	0.19	150 以下
三篠川 深川橋	0.20	150 以下

出典：「平成 23 年度版 広島市の環境（広島市環境白書）」（平成 24 年 3 月、広島市環境局）

3)地下水汚染

(1)地下水調査結果

事業計画地周辺における地下水調査（概要調査、継続監視調査）は、表 3-1-14 に示す安佐北区の 2 地点があり、継続監視調査地点の安佐北区⑥においてトリクロロエチレンが環境基準を超過した。

なお、健康項目のカドミウムに関しては、基準値が 0.01mg/L から 0.003mg/L に改正され、平成 23 年 10 月 27 日から施行されている。

表 3-1-14 地下水調査結果（平成 22 年度）

単位：mg/L

調査地点	概況調査	継続監視調査	環境基準
	安佐北区①	安佐北区⑥	
測定回数	1	2	—
カドミウム	N.D.	—	0.01 以下
全シアン	N.D.	—	検出されないこと。
鉛	N.D.	N.D.	0.01 以下
六価クロム	N.D.	—	0.05 以下
砒素	N.D.	0.005～0.006	0.01 以下
総水銀	N.D.	—	0.0005 以下
P C B	N.D.	—	検出されないこと。
ジクロロメタン	N.D.	—	0.02 以下
四塩化炭素	N.D.	—	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	N.D.	—	0.004 以下
塩化ビニルモノマー	N.D.	N.D.	0.002 以下
1,1-ジクロロエチレン	N.D.	0.004	0.1 以下
1,2-ジクロロエチレン	N.D.	0.018～0.026	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	N.D.	0.017～0.018	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	N.D.	—	0.006 以下
トリクロロエチレン	N.D.	0.030～0.046*	0.03 以下
テトラクロロエチレン	N.D.	0.0060～0.0076	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	N.D.	—	0.002 以下
チウラム	N.D.	—	0.006 以下
シマジン	N.D.	—	0.003 以下
チオベンカルブ	N.D.	—	0.02 以下
ベンゼン	N.D.	N.D.	0.01 以下
セレン	N.D.	—	0.01 以下
硝酸性及び亜硝酸性窒素	1.5	0.96～0.97	10 以下
ふっ素	N.D.	0.22～0.26	0.8 以下
ほう素	N.D.	N.D.	1 以下
1,4-ジオキサン	N.D.	—	0.05 以下

注 1.N.D.:検出せず（定量限界未満）

注 2.表中の「*」は、環境基準を超過していることを示す。環境基準は年間平均値（全シアンのみ最高値）。

出典：「市内の川、海、地下水の水質の状況」広島市環境局ホームページ

(<http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/00000000000000/1110526752659/files/suishitu23.pdf>)

(2)ダイオキシン類調査結果

事業計画地周辺における地下水のダイオキシン類調査結果は、表 3-1-15 に示すとおりである。これによると、安佐北区 可部六丁目で調査が行われており、環境基準を満たしている。なお、その他の市内の調査地点においても環境基準を達成している。

表 3-1-15 ダイオキシン類（地下水）調査結果（平成 20 年度）

単位：pg-TEQ/L

調査地点	調査結果	環境基準値
安佐北区可部六丁目	0.012	1 以下

出典：「平成 21 年度版 広島市の環境（広島市環境白書）」（平成 22 年 3 月、広島市環境局）

4)水 象

事業計画地周辺は、太田川水系の流域にあたり、太田川に流れ込む中小河川として、行森川、大毛寺川、根の谷川等がある。

3-1-3 土壌環境

1)地形・地質

(1)地 形

事業計画地周辺の地形の状況は、図 3-1-5 に示すとおりである。

事業計画地周辺の地形は、太田川により大きく 2 分され、右岸側は河川沿いに「中起伏山地」となり、傾斜が急となっている。一方、左岸側は支川である行森川、大毛寺川、根の谷川等の中小河川の「谷底平野」が発達し、その上流部に「岩石段丘」、「丘陵地」、「山麓地」、「小起伏山地」、「中起伏山地」が連なっている。

(2)地 質

事業計画地周辺の地質の状況は、図 3-1-6 に示すとおりである。

事業計画地周辺の地質は、太田川及びその支川沿いの谷底平野には「砂・粘土・礫（沖積層）」が広がる。また、山地・丘陵・台地には「泥質岩」と「花崗岩質岩石」が広がり、一部に「斑岩」が分布している。

2)地盤沈下

「平成 22 年度版 全国地盤環境情報ディレクトリ（広島県広島平野）」（環境省ホームページ、http://www.env.go.jp/water/jiban/dir_h22/34hiroshima/hiroshima/index.html）によると、「昭和 30 年頃から広島市の市街地（広島平野）で沈下が認められたが、最近は停滞している。」と記されている。図 3-1-7 に「広島平野地域地盤沈下地域等の範囲及び位置図」を示すが、地盤沈下が認められた地域は、広島平野の海岸部であり、事業計画地周辺では、地盤沈下に関する情報はない。

3)土壌汚染

(1)ダイオキシン類調査結果

事業計画地周辺における土壌のダイオキシン類調査結果は、表 3-1-16 に示すとおりである。

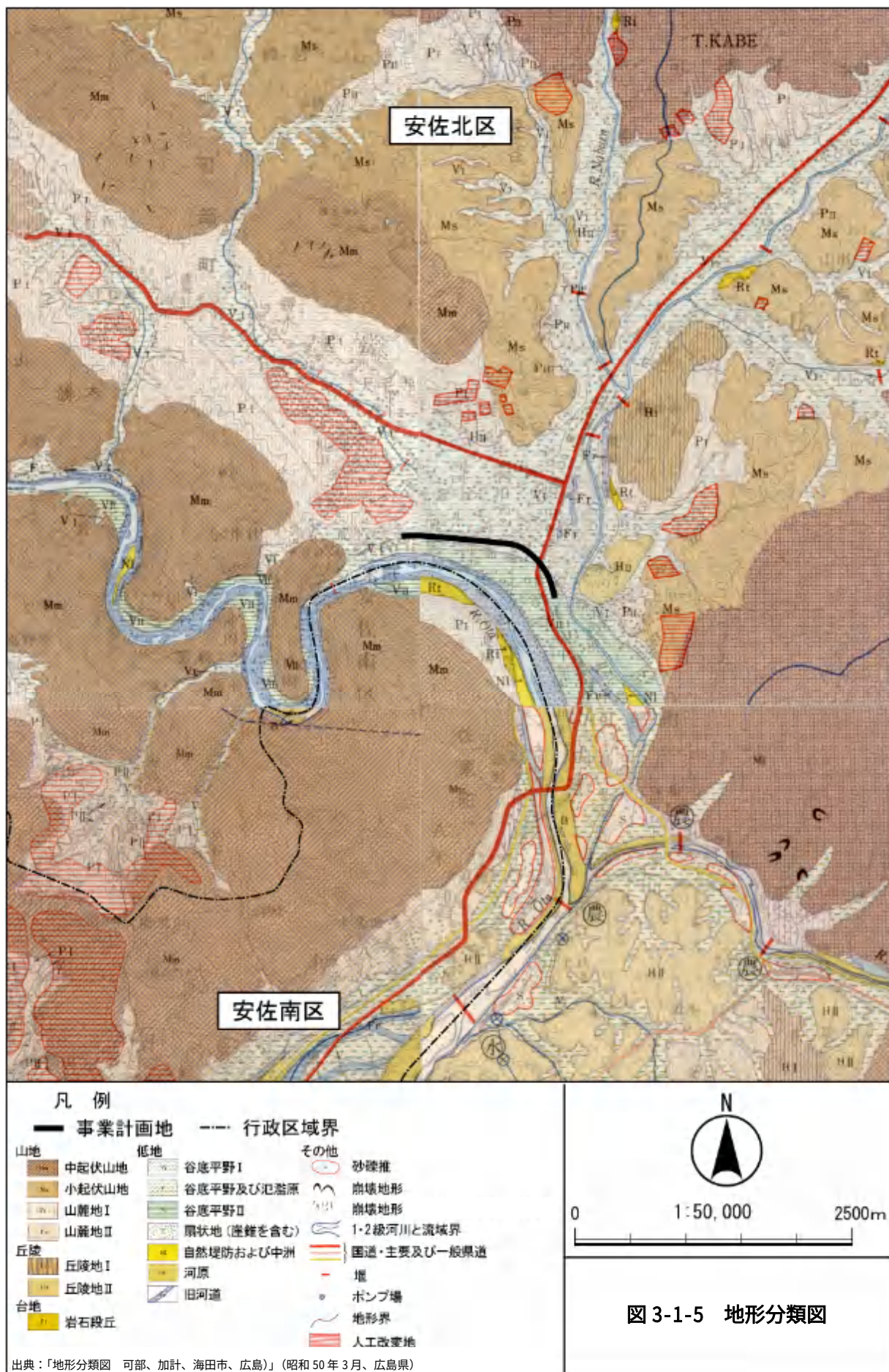
これによると、平成 20 年度は安佐北区安佐町筒瀬、平成 21 年度は安佐北区亀崎二丁目等の 4 地点で調査が行われており、いずれも環境基準を満たしている。なお、その他の市内の調査地点においても環境基準を満たしている。

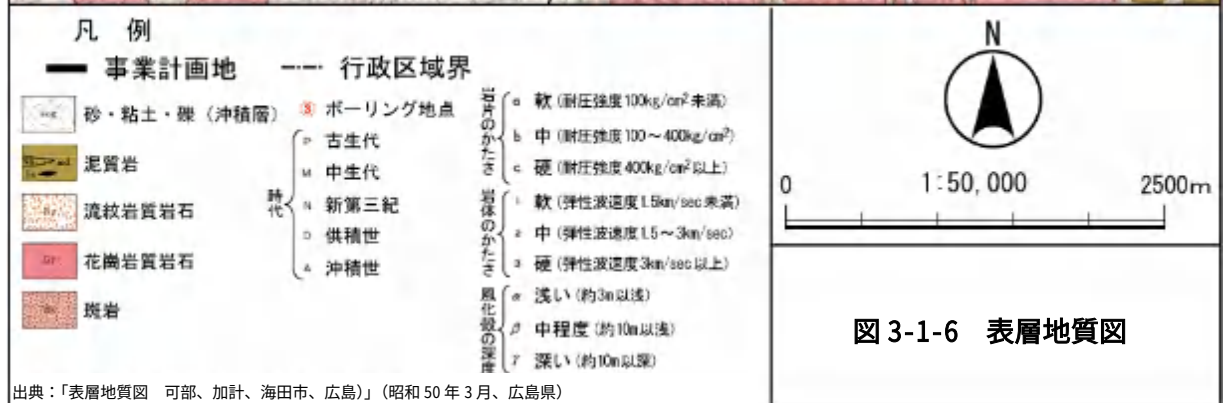
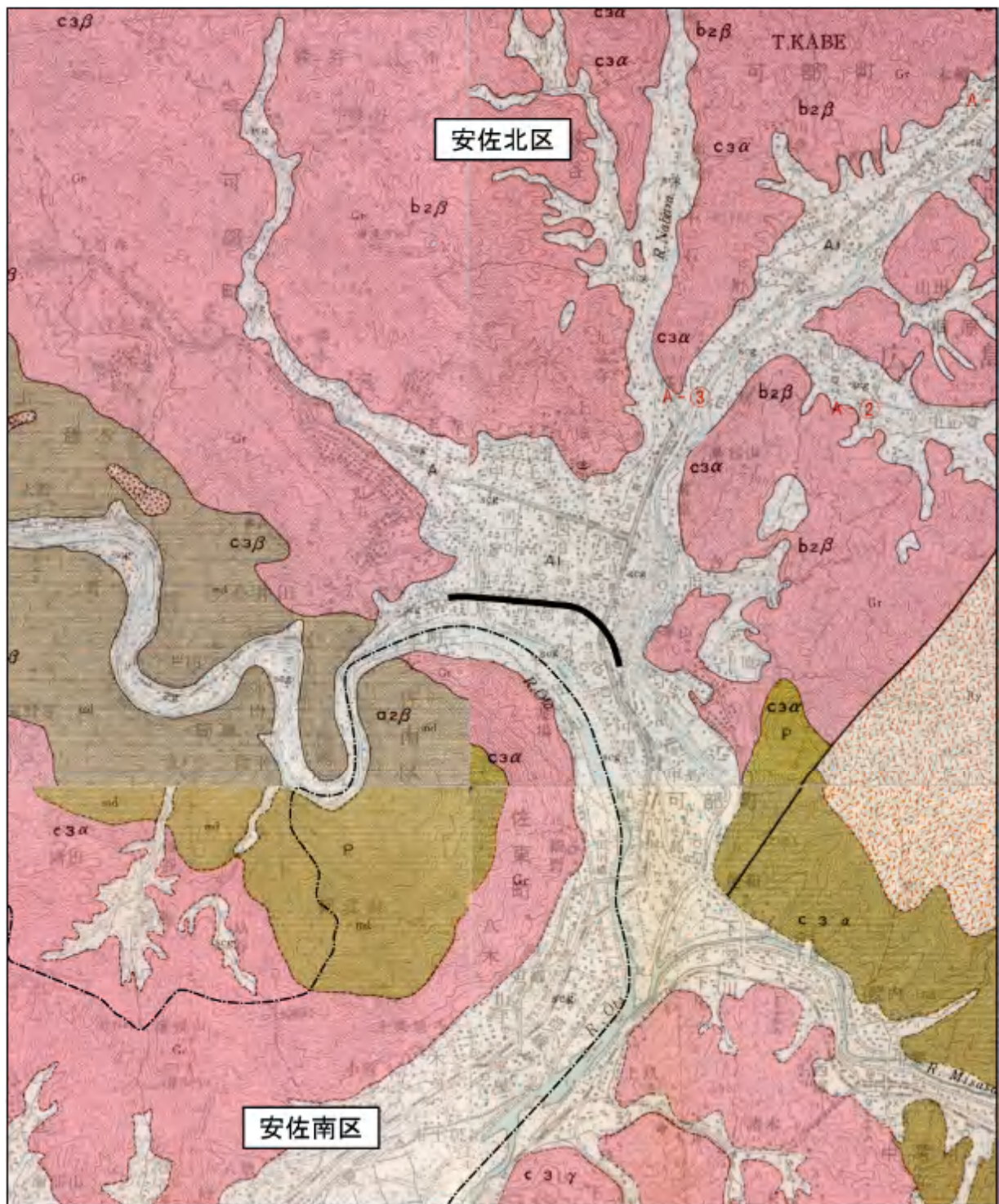
表 3-1-16 ダイオキシン類（土壌）調査結果（平成 20、21 年度）

単位：pg-TEQ/g

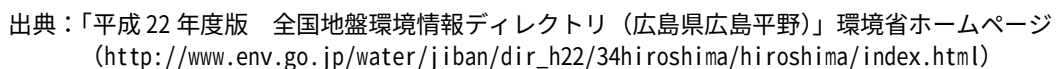
調査年度	調査地点	調査結果	環境基準値
平成 20 年度	安佐北区安佐町筒瀬	0.28	1,000 以下
平成 21 年度	安佐北区亀崎二丁目	0.11	1,000 以下
	安佐北区真亀五丁目	0.045	1,000 以下
	安佐北区落合四丁目	0.11	1,000 以下
	安佐北区亀山南三丁目	0.10	1,000 以下

出典：「平成 21 年度版 広島市の環境（広島市環境白書）」（平成 22 年 3 月、広島市環境局）
「平成 22 年度版 広島市の環境（広島市環境白書）」（平成 23 年 3 月、広島市環境局）





0	1	2	3	4m
---	---	---	---	----



3-21

3-1-4 生物環境

1)動 物

事業計画地周辺である安佐北区可部町で確認されている種のうち、「広島市の生物 補遺版」(平成 18 年 10 月、広島市)において選定されている種は、表 3-1-17 に示すとおりである。これによると、事業計画地周辺では、「絶滅」に選定される種の確認はなく、「広島市の絶滅のおそれのあるもの」として、哺乳類がコキクガシラコウモリ、ツキノワグマ等の 3 種、鳥類がブッポウソウ、オシドリ、ハチクマ等の 10 種、爬虫類がタカチホヘビの 1 種、淡水魚類がヤリタナゴ、イシドジョウ、サツキマス、スジシマドジョウ中型種等の 9 種などが確認されている。また、環境指標種として、哺乳類がムササビの 1 種、両生類がニホンアカガエル、ヌマガエルの 2 種、昆虫類がグンバイトンボ、トノサマバッタ等の 6 種が選定されている。

表 3-1-17 事業計画地周辺で確認されている動物種

カテゴリ		確 認 種	
絶 滅	絶 滅	—	0 種
	野 生 絶 滅	—	0 種
自然環境の保全にかかわる対象群	広島市の絶滅のおそれのあるもの	絶滅危惧 【鳥類】ブッポウソウ、ヤイロチョウ 【昆虫類】カワラバッタ、カワラハンミョウ、シマゲンゴロウ、ギフチョウ 【淡水魚類】ヤリタナゴ、イシドジョウ、アカザ、カジカ	10 種
		準絶滅危惧 【両生類】ニホンヒキガエル、オオサンショウウオ 【昆虫類】エリザハンミョウ、マイマイカブリ 【淡水魚類】サツキマス、オヤニラミ、ウキゴリ 【貝類】ハンジロギセル、ホソヒメギセル、モリタギセル、カワリダネビロウドマイマイ	11 種
		軽度懸念 【鳥類】オシドリ 【昆虫類】オオムラサキ 【淡水魚類】スジシマドジョウ中型種、ドンコ 【クモ類】キノボリトタテグモ	5 種
		情報不足 【哺乳類】コキクガシラコウモリ、テングコウモリ、ツキノワグマ 【鳥類】ハチクマ、ハイタカ、クマタカ、フクロウ、アカショウビン、オオアカゲラ、サンコウチョウ 【爬虫類】タカチホヘビ	11 種
	環境指標種	【哺乳類】ムササビ 【両生類】ニホンアカガエル、ヌマガエル 【昆虫類】グンバイトンボ、トノサマバッタ、ゲンジボタル、ヘイケボタル、シロスジカミキリ、ヒロオビミドリシジミ	9 種

注. カテゴリの区分は以下のとおりである。

ア 絶滅 市域では、絶滅した可能性が高いもの

(ア)絶滅 市域において 10～20 年前の生育・生息記録があるが、その後の確実な記録がないもの

(イ)野生絶滅 市域において 10～20 年前の生育・生息記録があるが、その後の確実な記録がないもので、公的な機関の管理下で栽培・飼育されているもの

イ 自然環境の保全にかかわる対象群

(ア)広島市の絶滅のおそれのあるもの

a 絶滅危惧 現在の圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来に広島市域で個体群の存続が危ぶまれるもの

b 準絶滅危惧 現時点での危険度は小さいが、生育・生息条件の変化により「絶滅危惧」のランクに移行する可能性が大きいもの

c 軽度懸念 環境省レッドデータブック、広島県レッドデータブックの選定種またはそれに相当する種であるが、「絶滅危惧」または「準絶滅危惧」の要件をみたさないもののうち、広島市域では存続基盤が比較的安定しているもの

d 情報不足 環境省レッドデータブック、広島県レッドデータブックの選定種またはそれに相当する種であるが、「絶滅危惧」または「準絶滅危惧」の要件をみたさないもののうち、希少な種であるが広島市域での現状が不明なもの

(イ)環境指標種 環境指標種(個体群)そのものは絶滅の危険性が大きいものではないが、その種(個体群)に注目することによって、特異な環境、生物多様性、二次的自然などの観点から、重要と判定される自然環境の維持に貢献しうるもの

出典:「広島市の生物 補遺版」(平成 18 年 10 月、広島市)

2)植 物

事業計画地周辺における現存植生図は、図 3-1-8 に示すとおりである。

事業計画地周辺は、「ヤブツバキクラス域」に該当し、段丘・丘陵地・山麓地・山地部には代償植生である「コバノミツバツツジアカマツ群集」を中心に、同じ代償植生である「コナラ群落」、「伐跡群落」やその他に「スギ・ヒノキ・サウラ植林」が散在するような構成となっている。また、社寺林として自然植生である「シキミーモミ群集」、「シイモチーシリブカガシ群集」がわずかに残っている。一方、太田川沿いには河川敷に「ススキ群団」が広がるほか、太田川及び中小の支川沿いに広がる谷底平野は、「畑地雑草群落」及び「水田雑草群落」や「市街地」、「緑の多い住宅地」など、市街地を構成する植生で構成されている。

また、植物相について、事業計画地周辺である安佐北区可部町で確認されている種のうち、「広島市の生物 補遺版」(平成 18 年 10 月、広島市)において選定されている種は、表 3-1-18 に示すとおりである。これによると、事業計画地周辺では、「絶滅」に選定される種がカワゴケの 1 種、「広島市の絶滅のおそれのあるもの」として、地衣類がトゲトコブシゴケ、オオスルメゴケ等の 6 種、シダ植物がナガサキシダの 1 種、藻類がシャジクモの 1 種、種子植物がオモゴウテンナンショウ、エビネ、ミゾコウジュ等の 12 種が確認されている。また、環境指標種として、シダ植物はシノブの 1 種、種子植物はセトウチウンゼンツツジ(シロバナウンゼンツツジ)、キツツジの 2 種が選定されている。

3)生態系

事業計画地周辺の生態系は、基盤環境として太田川と丘陵部の代償植生及び谷底平野の市街地が成立している。哺乳類、鳥類等の行動範囲が比較的広い動物は、山地から市街地周辺まで広い範囲を生息範囲とする種により構成され、昆虫類や爬虫類・両生類等の行動範囲が比較的狭い動物は、里山的な環境に生息する種により構成される生態系が存在すると考えられる。

なお、事業計画地は「水田雑草群落」、「市街地」及び「緑の多い住宅地」を通過しており、太田川沿いの河川敷の環境と丘陵地の環境の両方を利用する行動範囲の比較的広い動物による利用はあると考えられるが、市街地的な環境であり、地域を特徴づけるような豊かな生態系はないものと考えられる。

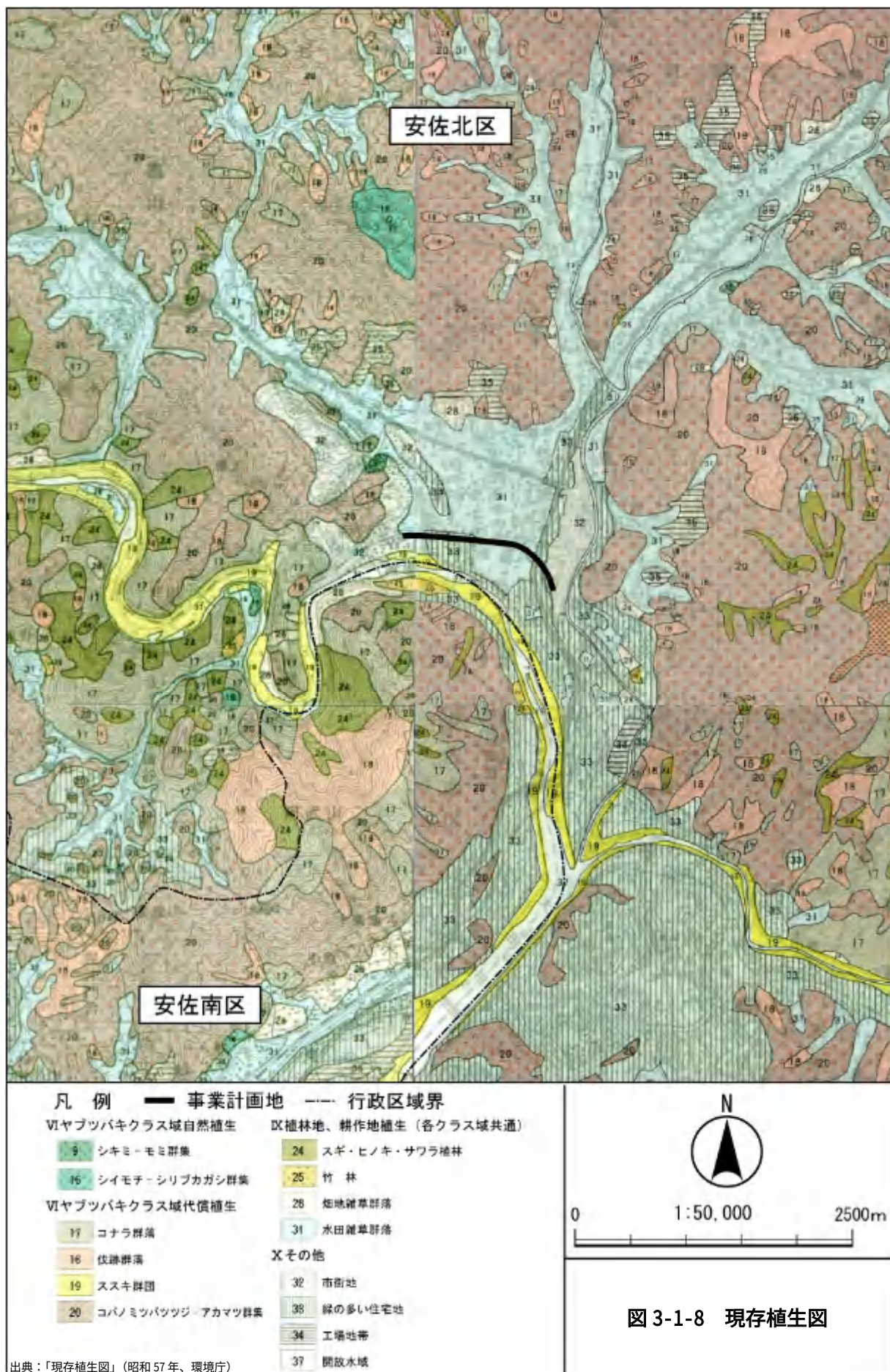


表 3-1-18 事業計画地周辺で確認されている植物種

カテゴリ		確 認 種	
絶 滅	絶 滅	【コケ植物】カワゴケ	1 種
	野 生 絶 滅	—	0 種
自然環境の保全に係わる対象群	広島市の絶滅のおそれのあるもの	絶 滅 危 惧 【地衣類】トゲトコブシゴケ、オオスルメゴケ、チヂレコヨロイゴケ、エビラゴケ、 トゲヨロイゴケ 【種子植物】オモゴウテンナンショウ、トキソウ、ホンシャクナゲ	8 種
		準 絶 滅 危 惧 【シダ植物】ナガサキシダ 【種子植物】エビネ、セッコク、ユキヤナギ、ナツアサドリ、ムラサキミミカグサ	6 種
		軽 度 懸 念 【藻 類】シャジクモ 【種子植物】アテツマンサク、ミゾコウジュ、キキョウ	4 種
		情 報 不 足 【地衣類】ヘラガタカブトゴケ 【種子植物】カワヂジャ	2 種
	環 境 指 標 種	【シダ植物】シノブ 【種子植物】セトウチウンゼンツツジ（シロバナウンゼンツツジ）、キツツジ	3 種

注 1. カテゴリの区分は以下のとおりである。

ア 絶滅 市域では、絶滅した可能性が高いもの

(ア)絶滅 市域において 10～20 年前の生育・生息記録があるが、その後の確実な記録がないもの

(イ)野生絶滅 市域において 10～20 年前の生育・生息記録があるが、その後の確実な記録がないもので、公的な機関の管理下で栽培・飼育されているもの

イ 自然環境の保全にかかわる対象群

(ア)広島市の絶滅のおそれのあるもの

a 絶滅危惧 現在の圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来に広島市域で個体群の存続が危ぶまれるもの

b 準絶滅危惧 現時点での危険度は小さいが、生育・生息条件の変化により「絶滅危惧」のランクに移行する可能性が大きいもの

c 軽度懸念 環境省レッドデータブック、広島県レッドデータブックの選定種またはそれに相当する種であるが、「絶滅危惧」または「準絶滅危惧」の要件をみたさないもののうち、広島市域では存続基盤が比較的安定しているもの

d 情報不足 環境省レッドデータブック、広島県レッドデータブックの選定種またはそれに相当する種であるが、「絶滅危惧」または「準絶滅危惧」の要件をみたさないもののうち、希少な種であるが広島市域での現状が不明なもの

(イ)環境指標種 環境指標種（個体群）そのものは絶滅の危険性が大きいものではないが、その種（個体群）に注目することによって、特異な環境、生物多様性、二次的自然などの観点から、重要と判定される自然環境の維持に貢献しうるもの

出典：「広島市の生物 補遺版」（平成 18 年 10 月、広島市）

3-1-5 景観等

1) 景 観

事業計画地周辺の自然景観資源の分布状況は、表 3-1-19 及び図 3-1-9 に示すとおりである。

これによると、事業計画地周辺は、4 つの自然景観資源が分布しているが、事業計画地に重なるものはない。また、丘陵部はアカマツを中心としたコバノミツバツツジ・アカマツ群集が中心であり、これらは昔から人為的な影響を受けてきた代償植生であり、自然植生により構成される景観資源はほとんど存在しない。

表 3-1-19 自然景観資源

自然景観資源名	対象番号	名 称
非火山性孤峰	A2-05-8	白木山
	A2-05-11	福王寺山
峡谷・溪谷	B1-01-6	南原峡
穿入蛇行河川	B1-04-1	太田川中流域の曲流

出典：「第 3 回自然環境保全基礎調査 広島県自然環境情報図」（平成元年、環境庁）

2) 自然との触れ合いの場

事業計画地周辺における自然との触れ合いの場は、表 3-1-20 及び図 3-1-10 に示すとおりである。事業計画地周辺には、丘陵地・山地での登山コースが多く設けられているが、これらのコースは事業計画地と交差していない。

表 3-1-20 自然との触れ合いの場の分布状況

№	名 称	種 別
1	柳瀬キャンプ場	キャンプ場
2	高松山コース	登山
3	木の宗山コース	登山
4	野登呂山コース	登山
5	福王寺山コース	登山
6	水越山コース	登山
7	阿武山コース	登山
8	可部冠山コース	登山

出典：「あさきた散策マップ あさ・かべ（その 1 安佐・可部地区版）」
（平成 19 年 3 月、広島市安佐北区役所）
「安佐北区ハイキングガイド」（平成 16 年、安佐北区役所）

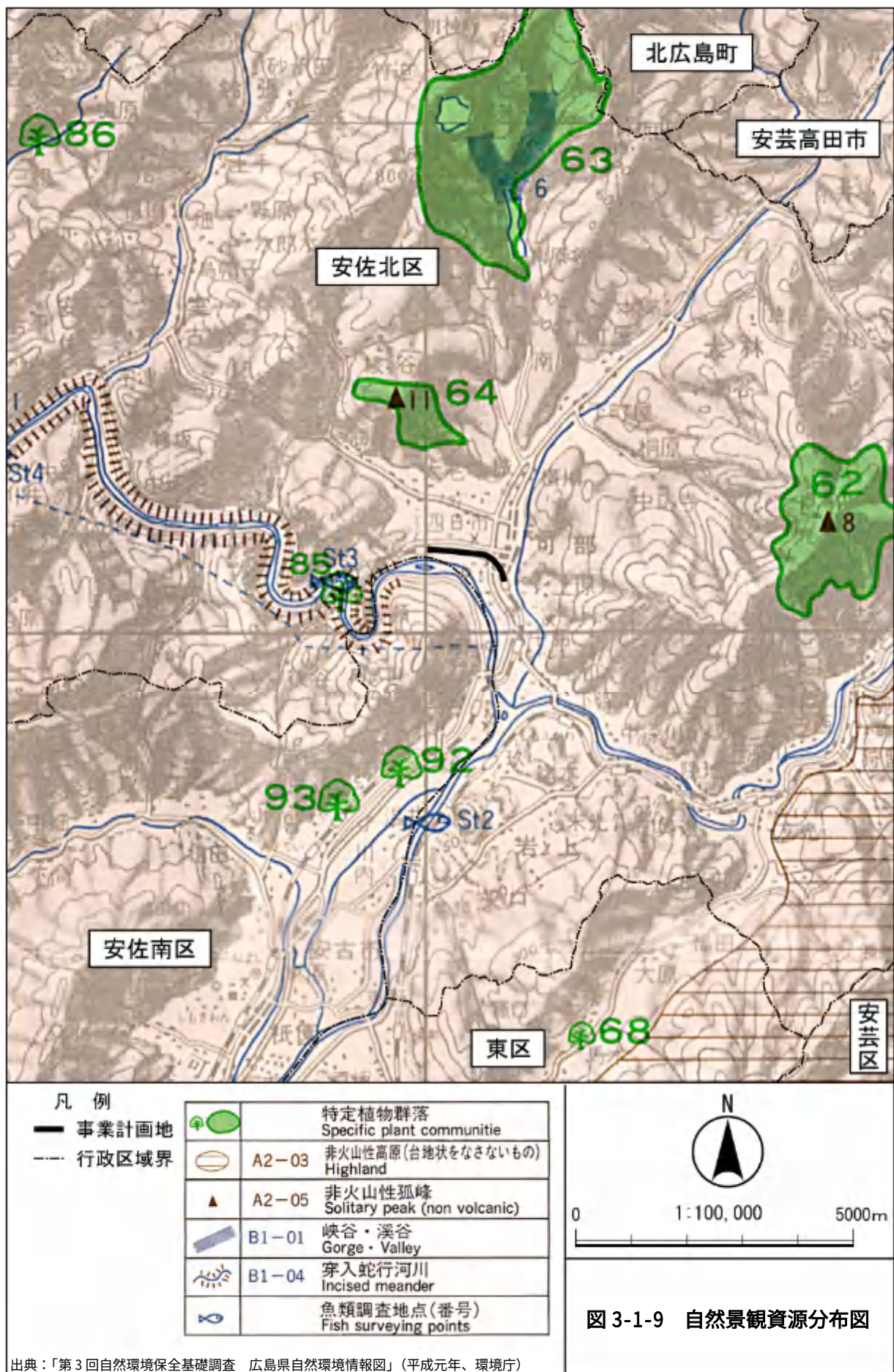
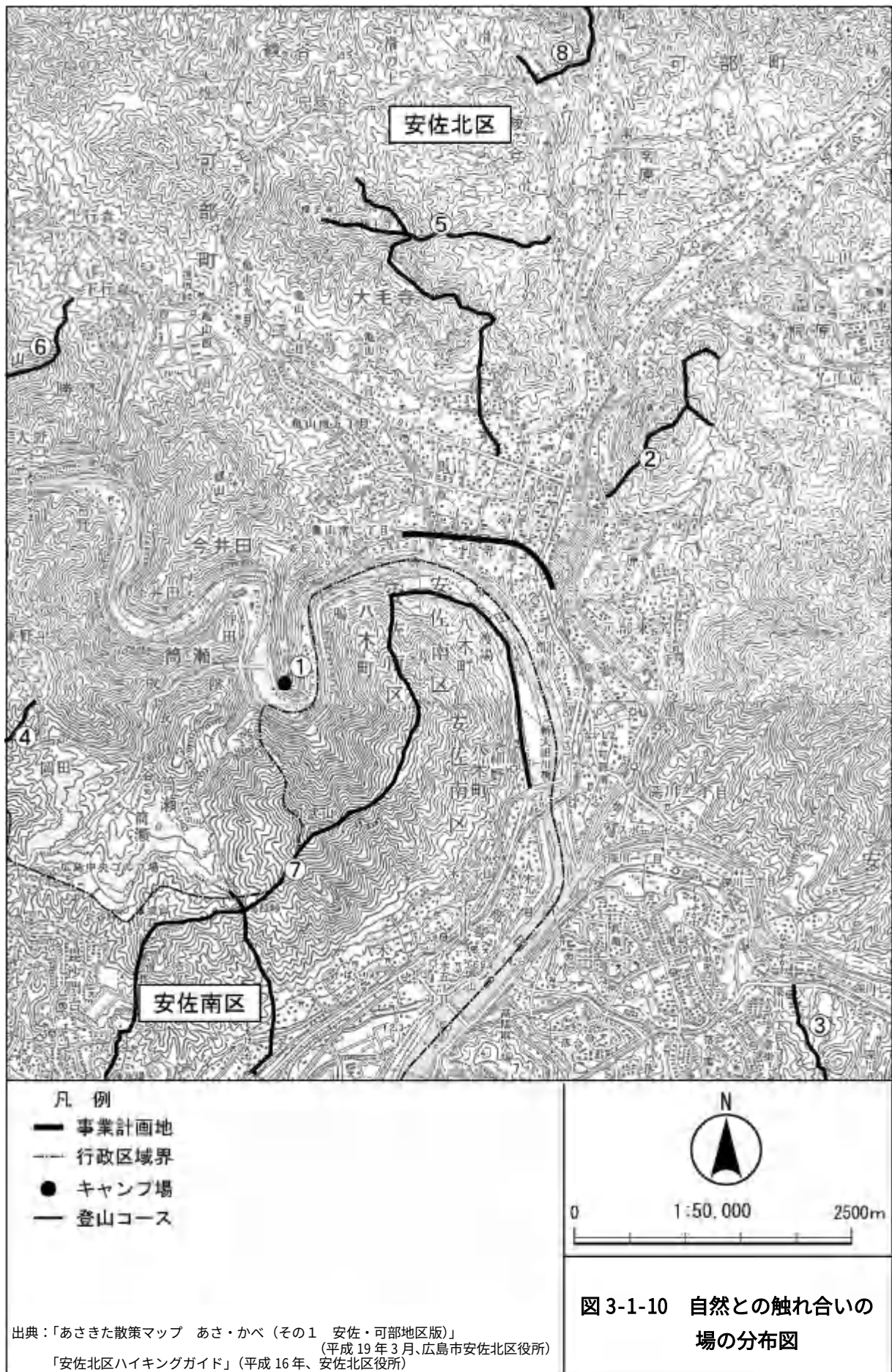


図 3-1-9 自然景観資源分布図



3)文化財

事業計画地周辺における文化財の指定状況は表 3-1-21 及び表 3-1-22 に、文化財の分布状況は図 3-1-11 に示すとおりである。これによると、事業計画地周辺には県指定の文化財 4 件、市指定の文化財 8 件があるが、事業計画地には文化財等は確認されていない。

また、埋蔵文化財包蔵地の状況は、表 3-1-23 及び図 3-1-12 に示すとおりであり、事業計画地には埋蔵文化財包蔵地は存在しない。

表 3-1-21 事業計画地周辺の県指定文化財の状況

Nº	分類	名称	指定年月日	指定区分		所在地	
1	史跡	地藏河原一里塚	S40.4.30	県	史跡	安佐北区	可部九丁目
2	史跡	熊谷氏の遺跡 (高松山城跡)	S45.1.30	県	史跡	安佐北区	可部町下町屋 (高松山海拔 250m以上)
3	史跡	(菩提所観音寺跡)					三入一丁目
4	史跡	(土居屋敷跡)					三入南一丁目

出典：「広島市の文化財」広島市ホームページ

(<http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/0000000000000/1121423263584/index.html>)

表 3-1-22 事業計画地周辺の市指定文化財の状況

Nº	分類	名称	指定年月日	指定区分		所在地	
5	建造物	筒瀬八幡神社本殿	H4.3.26	市	重要有形文化財	安佐北区	安佐町大字筒瀬 (筒瀬八幡神社)
6	美術工芸品 (彫刻)	木造地藏菩薩立像	S50.4.14	市	重要有形文化財	安佐北区	可部九丁目 (地藏堂)
7	美術工芸品 (工芸品)	銅製梵鐘	S48.5.30	市	重要有形文化財	安佐北区	可部町下町屋 (三入神社)
8	美術工芸品 (歴史出典)	鉄燈籠	S48.5.30	市	重要有形文化財	安佐北区	可部二丁目 (明神公園)
9	史跡	青古墳群	S48.5.30	市	史跡	安佐北区	亀山五丁目
10	天然記念物	筒瀬八幡神社の社叢	S52.9.12	市	天然記念物	安佐北区	安佐町大字筒瀬 (筒瀬八幡神社)
11	天然記念物	可部町中野の千代の松	S59.3.19	市	天然記念物	安佐北区	可部一丁目
12	天然記念物	友広神社のイチヨウ	H7.4.18	市	天然記念物	安佐北区	可部南一丁目 (友広神社)

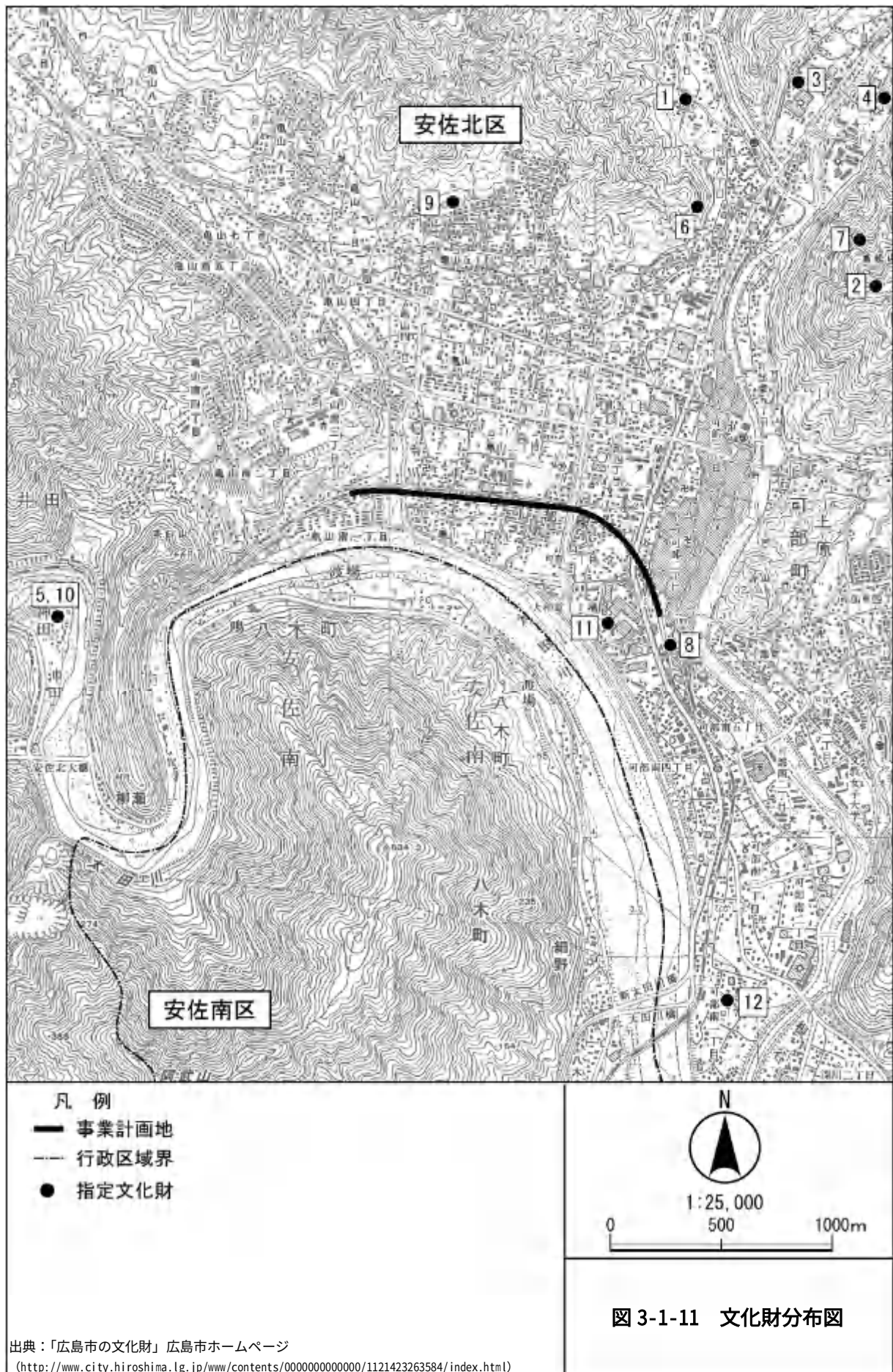
出典：「広島市の文化財」広島市ホームページ

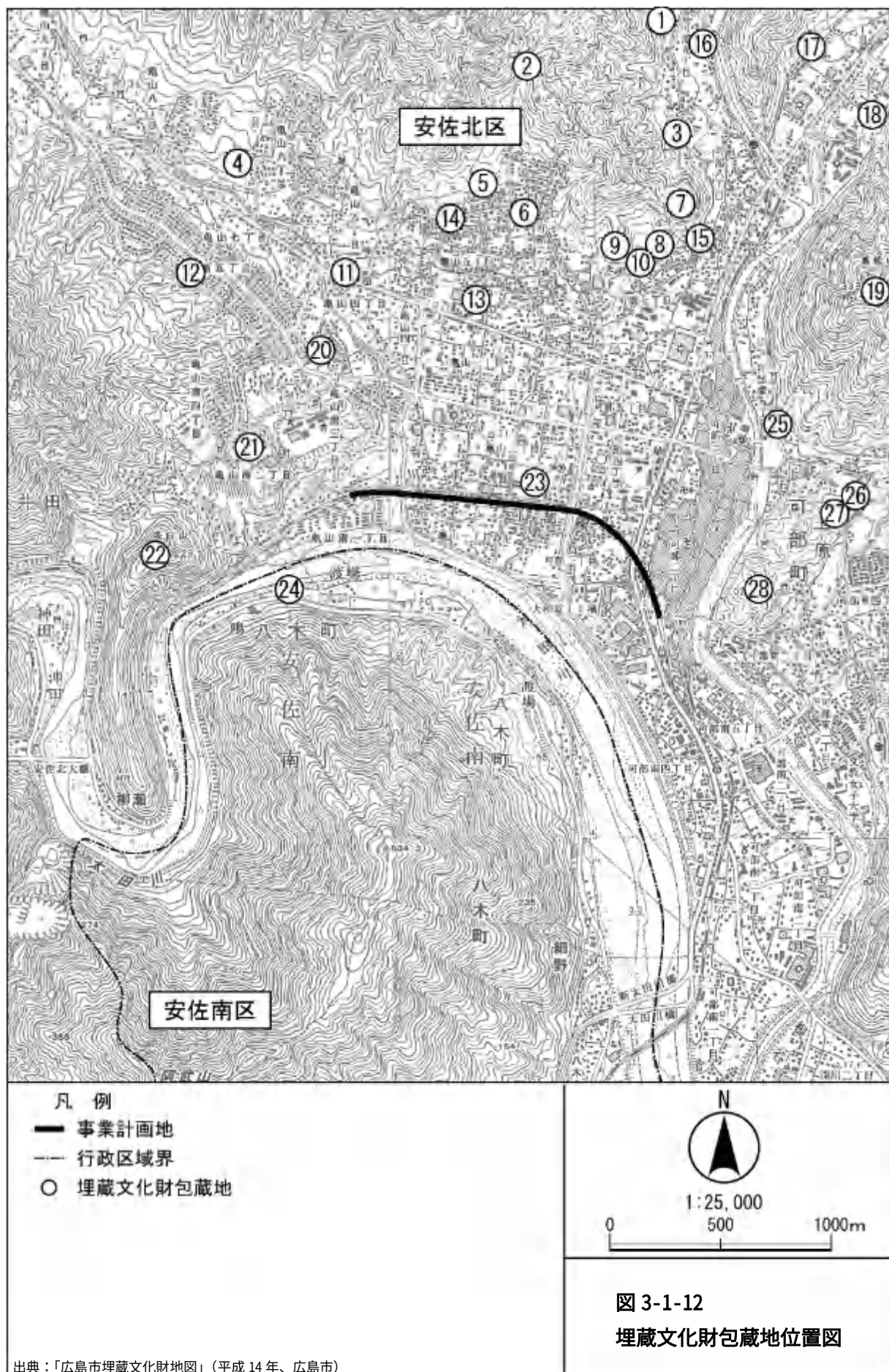
(<http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/0000000000000/1121423263584/index.html>)

表 3-1-23 事業計画地周辺の埋蔵文化財包蔵地の状況

Nº	名 称	Nº	名 称
1	九品寺北古墳群	15	水落古墳
2	番谷遺跡	16	地藏河原一里塚
3	九品寺南古墳群	17	熊谷氏の遺跡 (菩提所観音寺跡)
4	給人原古墳群	18	熊谷氏の遺跡 (土居屋敷跡)
5	原迫古墳群	19	熊谷氏の遺跡 (高松山城跡)
6	上ヶ原古墳群	20	両延八幡遺跡
7	申宮城跡	21	虹山古墳
8	城ヶ平古墳群	22	神宮寺山城跡
9	城山遺跡	23	高宮遺跡
10	城遺跡	24	八木用水取水口
11	亀山小学校遺跡	25	可部寺山 3 号遺跡
12	行貞城跡	26	台古墳
13	船山城跡	27	寺山城跡
14	青古墳群	28	可部寺山遺跡 (1 号・2 号)

出典：「広島市遺跡分布地図」(平成 14 年、広島市)





3-2 社会的状況

3-2-1 人 口

安佐南区、安佐北区及び広島市における区別面積及び世帯数、人口は表 3-2-1 に示すとおりである。事業計画地が位置する安佐北区は、面積は広島市全体に対して約 39.0%を占め、人口は約 13.1%を占める。

表 3-2-1 面積・人口・世帯数

行政区	面積(km ²)		世帯数(戸)	人口(人)			
		割合(%)		総数	割合(%)	男	女
全市	905.41	—	527,432	1,177,521	—	570,523	606,998
安佐南区	117.21	12.9	95,537	232,220	19.7	114,211	118,009
安佐北区	353.35	39.0	63,586	154,030	13.1	74,061	79,969

注.面積は平成 22 年 10 月 1 日現在、世帯数及び人口は平成 22 年 12 月 31 日現在。

出典：「広島市統計書 平成 23 年版」(平成 24 年 2 月、広島市)

3-2-2 産 業

1)産業別従事者数

安佐南区、安佐北区及び広島市の産業別事業所数及び従事者数は、表 3-2-2 に示すとおりである。これによると、安佐南区及び安佐北区ともに、事業所数、従業員数ともに卸売・小売業が全体の 19～27%程度を占め、最も多くなっている。また、広島市全体の場合もほぼ同様の傾向となっている。

表 3-2-2 産業別事業所数・従事者数

産業大分類	安佐南区				安佐北区				全市			
	事業所数		従業者数		事業所数		従業者数		事業所数		従業者数	
全産業	7,533	—	74,528	—	5,070	—	49,801	—	58,049	—	633,134	—
農林漁業	9	0.1%	59	0.1%	18	0.4%	237	0.5%	83	0.1%	862	0.1%
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	2	<0.1%	19	<0.1%	4	<0.1%	40	<0.1%
建設業	983	13.0%	6,567	8.8%	739	14.6%	4,169	8.4%	5,414	9.3%	47,258	7.5%
製造業	388	5.2%	5,988	8.0%	538	10.6%	11,211	22.5%	2,983	5.1%	62,518	9.9%
電気・ガス・熱供給・水道業	6	0.1%	233	0.3%	8	0.2%	206	0.4%	70	0.1%	5,104	0.8%
情報通信業	72	1.0%	560	0.8%	29	0.6%	139	0.3%	1,002	1.7%	17,616	2.8%
運輸業、郵便業	242	3.2%	6,323	8.5%	158	3.1%	2,904	5.8%	1,395	2.4%	38,809	6.1%
卸売業、小売業	1,976	26.2%	19,719	26.5%	1,230	24.3%	9,523	19.1%	15,692	27.0%	146,079	23.1%
金融業、保険業	86	1.1%	857	1.1%	47	0.9%	499	1.0%	1,044	1.8%	19,231	3.0%
不動産業、物品賃貸業	811	10.8%	2,647	3.6%	254	5.0%	981	2.0%	4,928	8.5%	20,108	3.2%
学術研究、専門・技術サービス業	263	3.5%	1,580	2.1%	173	3.4%	670	1.3%	3,072	5.3%	23,166	3.7%
宿泊業、飲食サービス業	736	9.8%	6,263	8.4%	464	9.2%	2,898	5.8%	8,007	13.8%	55,585	8.8%
生活関連サービス業、娯楽業	677	9.0%	3,758	5.0%	460	9.1%	2,218	4.5%	4,705	8.1%	25,831	4.1%
教育、学習支援業	338	4.5%	5,914	7.9%	217	4.3%	3,314	6.7%	2,007	3.5%	30,641	4.8%
医療、福祉	541	7.2%	8,631	11.6%	388	7.7%	6,876	13.8%	3,741	6.4%	63,738	10.1%
複合サービス事業	35	0.5%	615	0.8%	38	0.7%	353	0.7%	265	0.5%	3,183	0.5%
サービス業(他に分類されないもの)	356	4.7%	3,985	5.3%	290	5.7%	2,685	5.4%	3,447	5.9%	55,000	8.7%
公務(他に分類されるものを除く)	14	0.2%	829	1.1%	17	0.3%	899	1.8%	190	0.3%	18,365	2.9%

注.平成 21 年 7 月 1 日現在。

出典：「広島市統計書 平成 23 年版」(平成 24 年 2 月、広島市)

2)農 業

安佐南区、安佐北区及び広島市の平成 22 年における販売農家の農家数等は、表 3-2-3 に示すとおりである。これによると、農家数では、安佐南区及び安佐北区ともに、第 2 種兼業農家の戸数の割合が 49～56%前後を占め、最も多くなっている。また、経営耕地面積については、安佐北区が田の割合が 80%超と最も高い。なお、広島市全体でも田の割合が約 77%で高くなっている。

表 3-2-3 農家数・農業人口・経営耕地面積（平成 22 年）

区 分	専業・兼業別農家数（戸）				農業 就業 人口	経営耕地面積（アール）			
	総数	専業農家	第 1 種 兼業農家	第 2 種 兼業農家		総数	田	畑	樹園他
全 市	2,063	756 (36.6%)	119 (5.8%)	1,188 (57.6%)	3,232	106,513	82,479 (77.4%)	20,172 (18.9%)	3,862 (3.6%)
安佐南区	567	220 (38.8%)	67 (11.8%)	280 (49.4%)	1,006	24,335	17,017 (69.9%)	6,119 (25.1%)	1,199 (4.9%)
安佐北区	841	355 (42.2%)	16 (1.9%)	470 (55.9%)	1,283	47,366	39,061 (82.5%)	7,056 (14.9%)	1,249 (2.6%)

注 1. 第 1 種兼業農家とは、自家農業を主とする兼業農家、第 2 種兼業農家とは、自家農業を従とする兼業農家をいう。

注 2. () は農家数及び経営耕地面積について、各項目の占める割合を表す。

出典：「広島市統計書 平成 23 年版」（平成 24 年 2 月、広島市）

3)工 業

安佐南区、安佐北区及び広島市の平成 21 年における事業所数等は、表 3-2-4 に示すとおりである。これによると、製造品出荷額は安佐南区が事業所一所当たりで 74,933 万円、従業員一人当たりで 2,891 万円と最も高くなっている。なお、広島市については、事業所一所当たりで 136,072 万円、従業員一人当たりで 3,692 万円となっている。

表 3-2-4 事業所数・従業者数・製造品出荷額

区 分	事業所数		従業者数		製造品出荷額等 (万円)
	総数（所）	一所当たりの出荷額 (万円)	総数（人）	一人当たりの出荷額 (万円)	
全 市	1,373	136,072	50,603	3,692	186,826,282
安佐南区	167	74,933	4,328	2,891	12,513,853
安佐北区	291	65,039	9,565	1,979	18,926,464

注. 平成 21 年 12 月 31 日現在。

出典：「広島市統計書 平成 23 年版」（平成 24 年 2 月、広島市）

4)商 業

安佐南区、安佐北区及び広島市の平成 19 年における事務所数等は、表 3-2-5 に示すとおりである。これによると、安佐南区、安佐北区では、事業所数、従業者数、年間商品販売額ともに卸売業よりも小売業の方が多くなっている。

表 3-2-5 事業所数・従業者数・年間販売額

区 分		事業所数（店）		従業者数 （人）	年間商品販売額	
			割合（％）			割合（％）
卸 売 業	全市	4,746	—	50,815	634,351,170	—
	安佐南区	385	8.1	3,739	22,826,726	3.6
	安佐北区	186	3.9	1,383	7,701,127	1.2
小 売 業	全市	9,126	—	70,170	135,316,853	—
	安佐南区	1,210	13.3	12,080	23,087,108	17.1
	安佐北区	851	9.3	6,662	10,699,586	7.9

注.平成 19 年 6 月 1 日現在。

出典：「広島市統計書 平成 23 年版」（平成 24 年 2 月、広島市）

3-2-3 土地利用

1)地目別土地利用

安佐南区、安佐北区及び広島市の平成 23 年における地目別土地利用面積は、表 3-2-6 に示すとおりである。これによると、安佐南区、安佐北区は山林の面積がそれぞれ 53.7%、73.3%と最も多くなっている。広島市についても山林の面積が 64.6%を占め、最も多くなっている。

表 3-2-6 地目別土地利用面積

地 目	全市（千㎡）		安佐南区（千㎡）		安佐北区（千㎡）	
		割合（％）		割合（％）		割合（％）
総 数	424,066	—	58,148	—	172,042	—
宅 地	83,067	19.6	15,878	27.3	15,772	9.2
田	29,945	7.1	4,094	7.0	16,031	9.3
畑	14,117	3.3	2,200	3.8	5,720	3.3
山 林	273,839	64.6	31,219	53.7	126,100	73.3
原 野	4,405	1.0	290	0.5	2,428	1.4
池 沼	583	0.1	11	<0.1	558	0.3
塩田，牧場，鉱泉地	0	<0.1	—	—	—	—
雑 種 地	15,887	3.7	4,335	7.5	4,996	2.9
軌道用地	2,223	0.5	121	0.2	437	0.3

注.平成 23 年 1 月 1 日現在。

出典：「広島市統計書 平成 23 年版」（平成 24 年 2 月、広島市）

2)土地利用計画

(1)都市計画

安佐南区、安佐北区及び広島市の平成 22 年度における都市計画区域及び用途地域の指定状況は、表 3-2-7 に示すとおりである。これによると、安佐南区、安佐北区、広島市の用途地域では第一種住居地域がそれぞれ 32.3%、37.0%、29.1%と最も多くなっている。

また、事業計画地周辺の用途地域指定状況は、図 3-2-1 に示す。事業計画地は「第 1 種住居地域」に位置し、一部で「近隣商業地域」、「商業地域」及び「工業地域」に面している。

表 3-2-7 都市計画区域及び用途地域（平成 22 年度）

単位：ha

項	目	全 市	安佐南区	安佐北区
都市計画区域	総 面 積	42,998	7,471	9,615
	市 街 化 区 域	15,952	3,515	2,354
	市 街 化 調 整 区 域	23,977	3,956	7,261
用 途 地 域	総 面 積	15,952	3,515	2,354
	第一種低層住居専用地域	3,516(22.0%)	1,026(29.2%)	772(32.8%)
	第二種低層住居専用地域	27(0.2%)	9(0.3%)	6(0.3%)
	第一種中高層住居専用地域	795(5.0%)	211(6.0%)	165(7.0%)
	第二種中高層住居専用地域	1,376(8.6%)	257(7.3%)	92(3.9%)
	第 一 種 住 居 地 域	4,647(29.1%)	1,136(32.3%)	871(37.0%)
	第 二 種 住 居 地 域	1,071(6.7%)	280(8.0%)	68(2.9%)
	準 住 居 地 域	68(0.4%)	14(0.4%)	22(0.9%)
	近 隣 商 業 地 域	1,223(7.7%)	297(8.4%)	89(3.8%)
	商 業 地 域	700(4.4%)	21(0.6%)	8(0.3%)
	準 工 業 地 域	1,480(9.3%)	108(3.1%)	152(6.5%)
	工 業 地 域	749(4.7%)	156(4.4%)	108(4.6%)
	工 業 専 用 地 域	300(1.9%)	—	—

注 1. 平成 23 年 3 月 31 日現在。

注 2. () は用途地域において、各項目の占める割合を表す。

出典：「広島市統計書 平成 23 年版」（平成 24 年 2 月、広島市）

3-2-4 水域利用

事業計画地周辺には、一級河川の太田川が流れている。事業計画地周辺における漁業権の設定状況は、表 3-2-8 及び図 3-2-2 に示すとおりである。

事業計画地周辺では、第 5 種共同漁業権（内水共第 30 号）が設定されており、あゆ、こい、うなぎ、もくずがに等の漁業が行われている。

表 3-2-8 漁業権の設定状況

免許 番号	漁場の位置	漁業の種類・名称		漁業権者	漁業権の存続期間
		種 類	名 称		
内水共 第 30 号	太田川、吉山川、高山川、西宗川、小河内川、鈴張川、根谷川、三篠川（広島市安佐南区、安佐北区、東区、佐伯郡湯来町、山県郡加計町、豊平町、筒賀村）	第 5 種 共同漁業	あゆ こい うなぎ もくずがに	太田川 漁 業 協 同 組 合	平成 16 年 1 月 1 日 ～ 平成 25 年 12 月 31 日

出典：「漁業権一覧簿（内水面協同・区画）」（平成 16 年 1 月、広島県農林水産部）

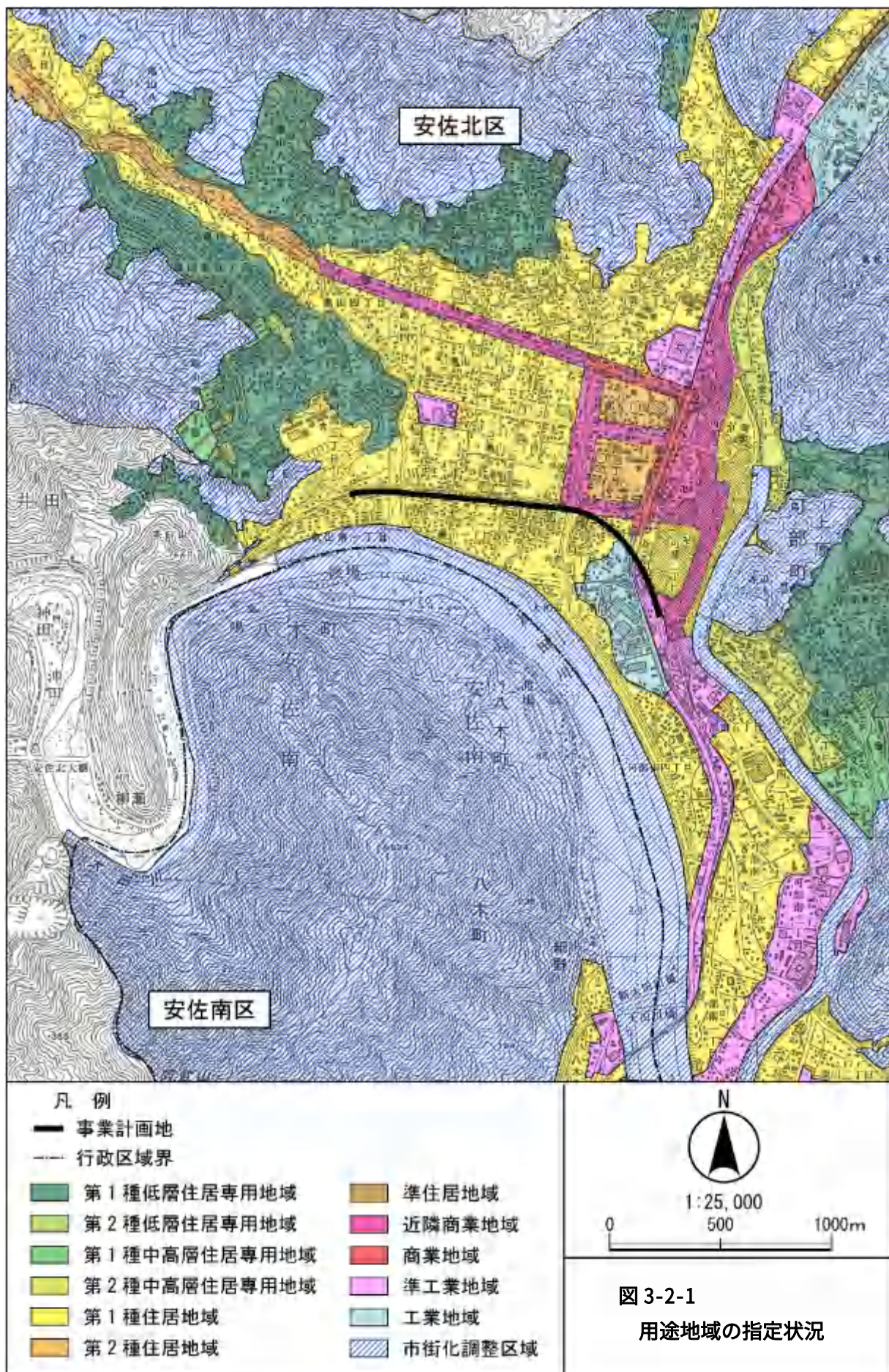
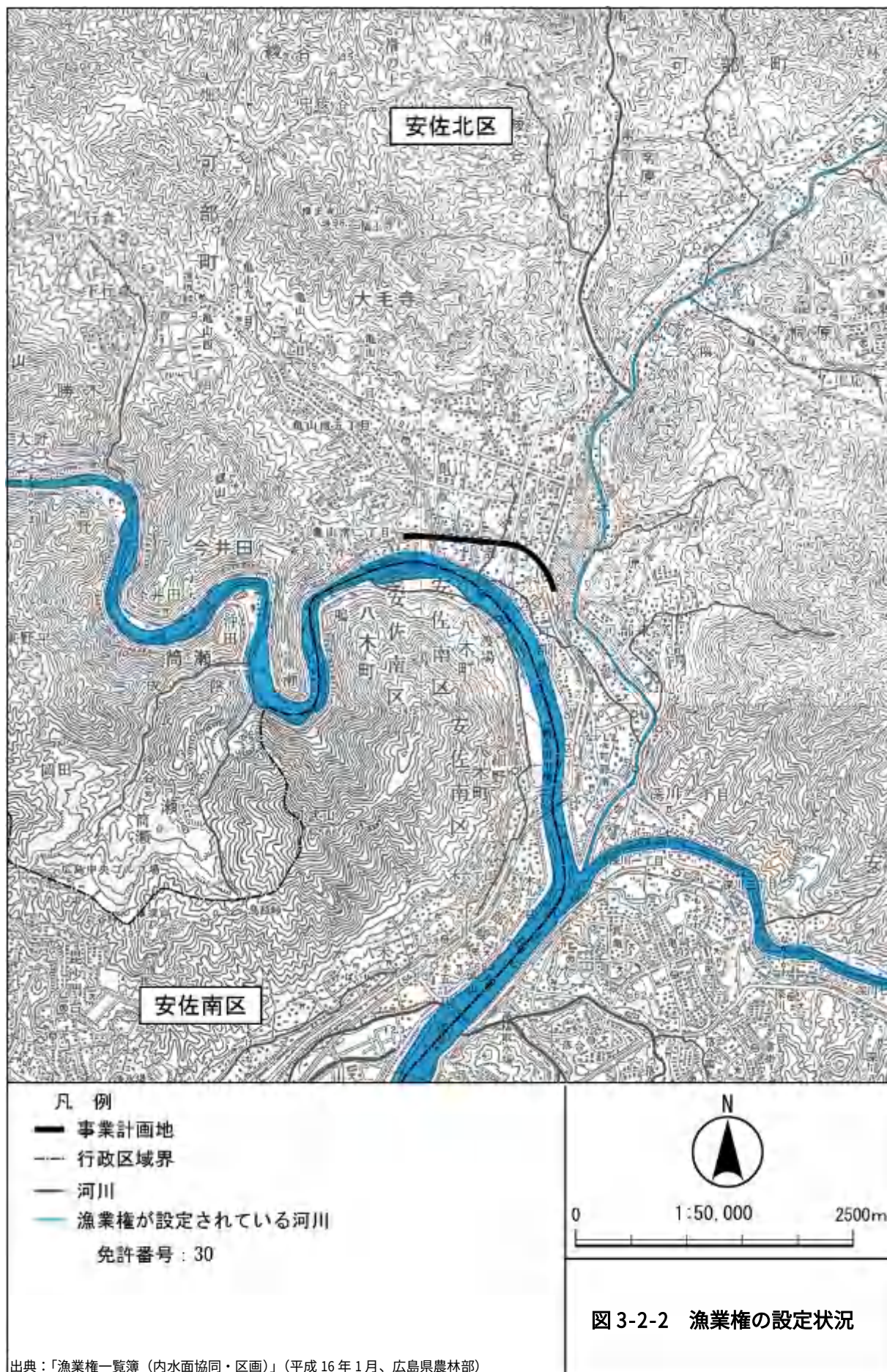


図 3-2-1
用途地域の指定状況



出典:「漁業権一覧簿 (内水面協同・区画)」(平成 16 年 1 月、広島県農林部)

3-2-5 交 通

1)道 路

事業計画地周辺の道路の概況は表 3-2-9 に、「平成 22 年度道路交通センサス」による交通量調査結果は表 3-2-10 に示すとおりである。また、事業計画地周辺の道路概要図は図 3-2-3 に示すとおりである。

これによると、国道は全延長にわたって舗装されており、県道、市道においてもほぼ 100% の割合で舗装整備されている。また、事業計画地周辺では、一般国道 54 号（安佐南区八木八丁目）の交通量が最も多く、自動車類合計で 35,327 台/日（平日）となっている。

表 3-2-9 道路の概況

区 分	線路数	延 長		舗装道		砂利道		舗装率 (延長比) (%)
		延長(m)	面積(m ²)	延長(m)	面積(m ²)	延長(m)	面積(m ²)	
総 数	15,111	4,322,783	30,514,739	4,072,198	29,881,682	250,585	633,057	94.2
国 道	10	161,928	2,520,068	161,928	2,520,068	—	—	100.0
県 道	53	419,596	4,458,156	415,771	4,444,869	3,825	13,287	99.0
市 道	15,048	3,741,259	23,536,515	3,494,499	22,916,745	246,760	619,770	93.4
(安佐南区)	3,212	741,859	4,213,930	692,188	4,104,849	49,671	109,081	93.3
(安佐北区)	2,704	832,427	4,352,615	730,813	4,092,936	101,614	259,679	87.7

注 1. 平成 23 年 4 月 1 日現在。

注 2. () は市道の内数。

出典：「広島市統計書 平成 23 年版」（平成 24 年 2 月、広島市）

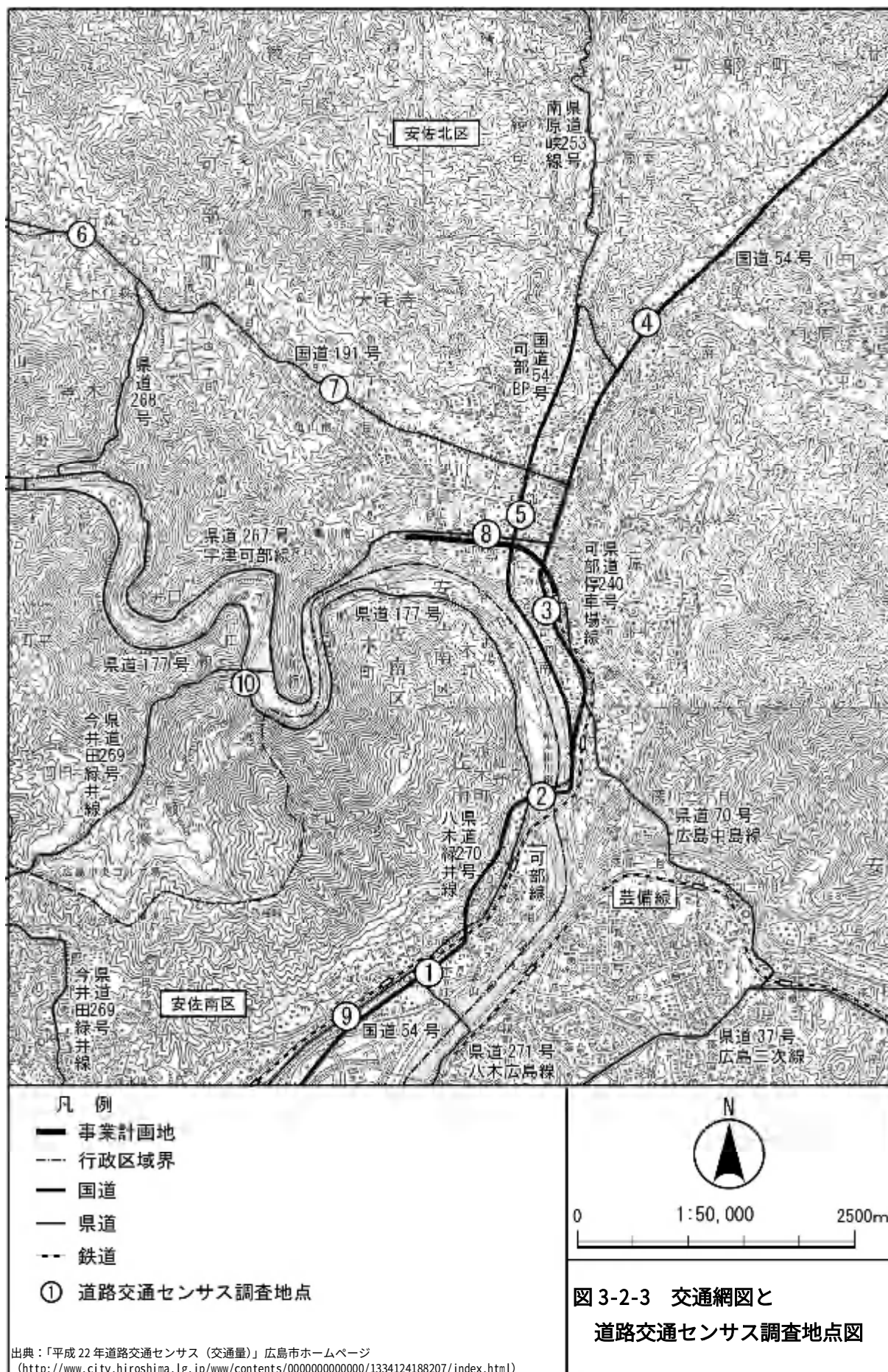
表 3-2-10 交通量調査（平成 22 年度）

単位：台/12 時間（平日）

番号	路線名	観測箇所	自 転 車 類	動力付 二輪車	自動車類				自動車類 合計
					小型車		大型車		
					乗用車	小型 貨物車	バス	普通 貨物車	
1	一般国道 54 号	安佐南区八木四丁目	—	—	29,336		4,062		33,398
2		安佐南区八木八丁目	—	—	31,775		3,552		35,327
3		安佐北区可部二丁目	—	—	14,538		2,615		17,153
4		安佐北区三入一丁目	—	—	13,648		1,864		15,512
5	一般国道 54 号 (可部バイパス)	安佐北区可部四丁目	—	—	16,412		1,553		17,965
6	一般国道 191 号	安佐北区可部町勝木	17	219	10,103	2,404	194	1,403	14,104
7		安佐北区亀山七丁目	140	396	8,061	2,136	162	1,333	11,692
8	一般県道 267 号線 宇津可部線	安佐北区亀山二丁目	213	399	5,271	1,003	26	274	6,574
9	一般県道 270 号線 八木緑井線	安佐南区八木二丁目	80	785	7,386	1,663	386	336	9,771
10	一般県道 177 号線 下佐東線	安佐北区安佐町筒瀬	—	—	1,531		656		2,187

出典：「平成 22 年道路交通センサス（交通量）」広島市ホームページ

(<http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/0000000000000/1334124188207/index.html>)



2)鉄軌道

事業計画地周辺の鉄軌道網は可部線で構成されている。可部線の 1 日平均乗車人員は表 3-2-11 に示すとおり、可部駅で約 3,500 人、中島駅で約 500 人である。

表 3-2-11 可部線乗車人員（1 日平均）

単位：人/日

年 度	可 部 駅	中 島 駅
平成 20 年度	3,582	500
平成 21 年度	3,528	499
平成 22 年度	3,504	513

出典：「広島市統計書 平成 23 年版」（平成 24 年 2 月、広島市）

3)バ ス

事業計画地周辺のバス交通網は、図 3-2-4 に示すとおりである。

国道及び県道を中心に事業計画地周辺にはバス網が整備されている。

3-2-6 環境の保全等に配慮が必要な施設

事業計画地周辺の環境の保全等に特に配慮が必要な施設の設置状況は、表 3-2-12 及び図 3-2-5 に示すとおりである。これによると、事業計画地周辺には幼稚園・保育園・児童館が 17 施設、小学校が 4 施設、中学校が 2 施設、高等学校が 1 施設、大学（附属幼稚園、附属高等学校を含む）が 1 施設、公民館が 2 施設、病院が 2 施設、老人ホーム・老人集会施設等が 8 施設存在する。事業計画地の最寄施設としては、南側に保育園及びケアホームがあるほか、北側に幼稚園が存在する。

表 3-2-12 公共施設等の特に配慮が必要な施設等の設置状況

Nº	名 称	Nº	名 称
1	善徳寺幼稚園	21	亀山南小学校
2	可部ふたば幼稚園	22	可部中学校
3	広島文教女子大学附属幼稚園	23	亀山中学校
4	可部幼稚園	24	可部高校
5	河戸幼稚園	25	広島文教女子大学
6	虹山幼稚園・なないろ保育園	26	亀山公民館
7	かつぎ幼稚園	27	可部公民館
8	城保育園	28	医療法人社団仁和会児玉病院
9	可部東保育園	29	広島市立安佐市民病院
10	亀山南保育園	30	緑ヶ丘静養園
11	可部保育所	31	かんべ村
12	どれみふぁ保育園	32	ケアホーム ディア・レスト可部
13	亀山みどり保育園	33	可部老人集会所
14	可部ひかり保育園	34	亀山老人集会施設
15	可部児童館	35	可部南老人集会施設
16	亀山児童館	36	亀山南老人集会施設
17	亀山南児童館	37	中屋老人集会施設
18	可部小学校		
19	可部南小学校		
20	亀山小学校		

出典：広島県教育委員会ホームページ、広島市ホームページ

「健康・福祉の手引き 平成 21 年度版」（平成 22 年 1 月、広島市健康福祉局）

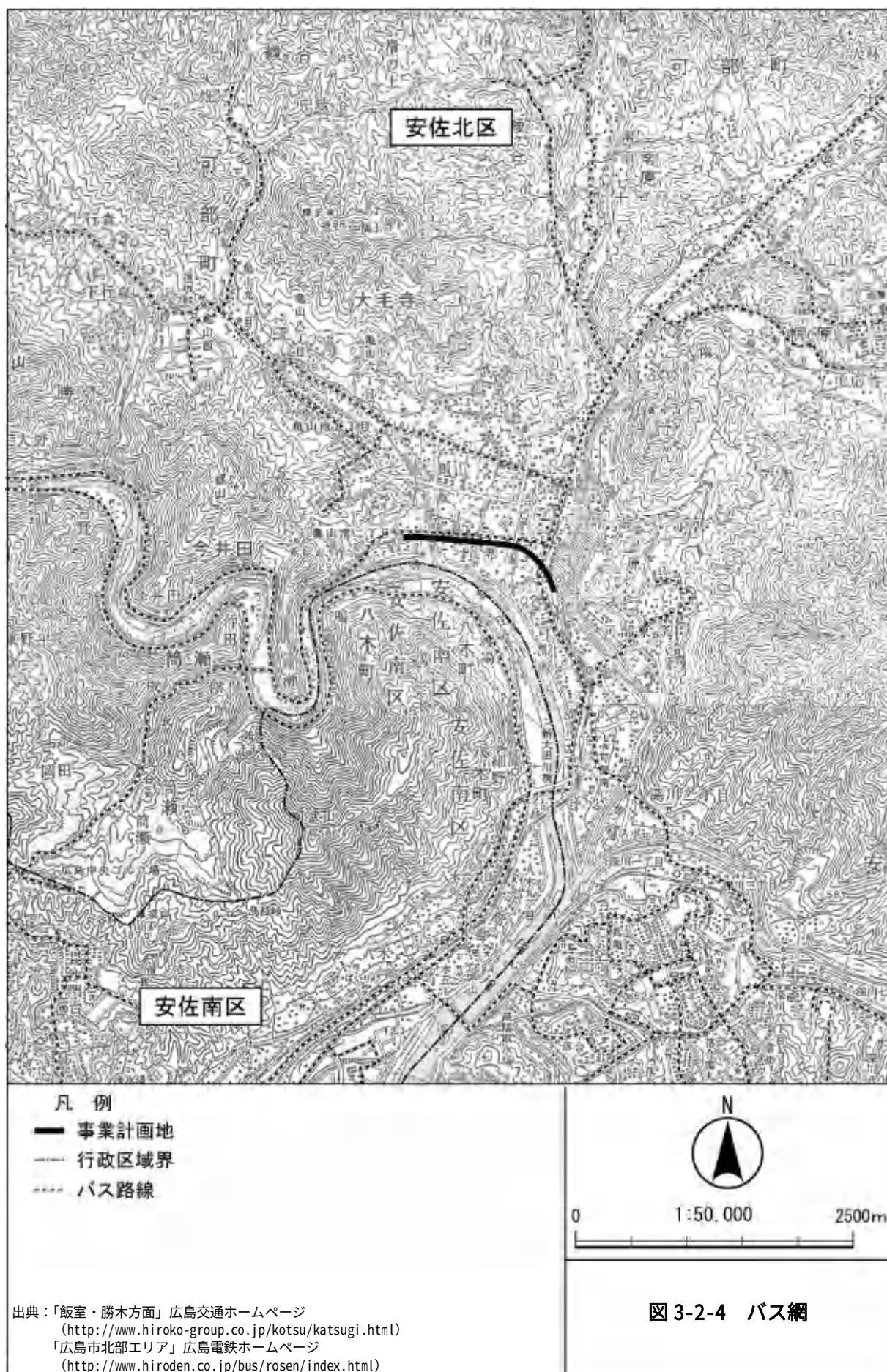
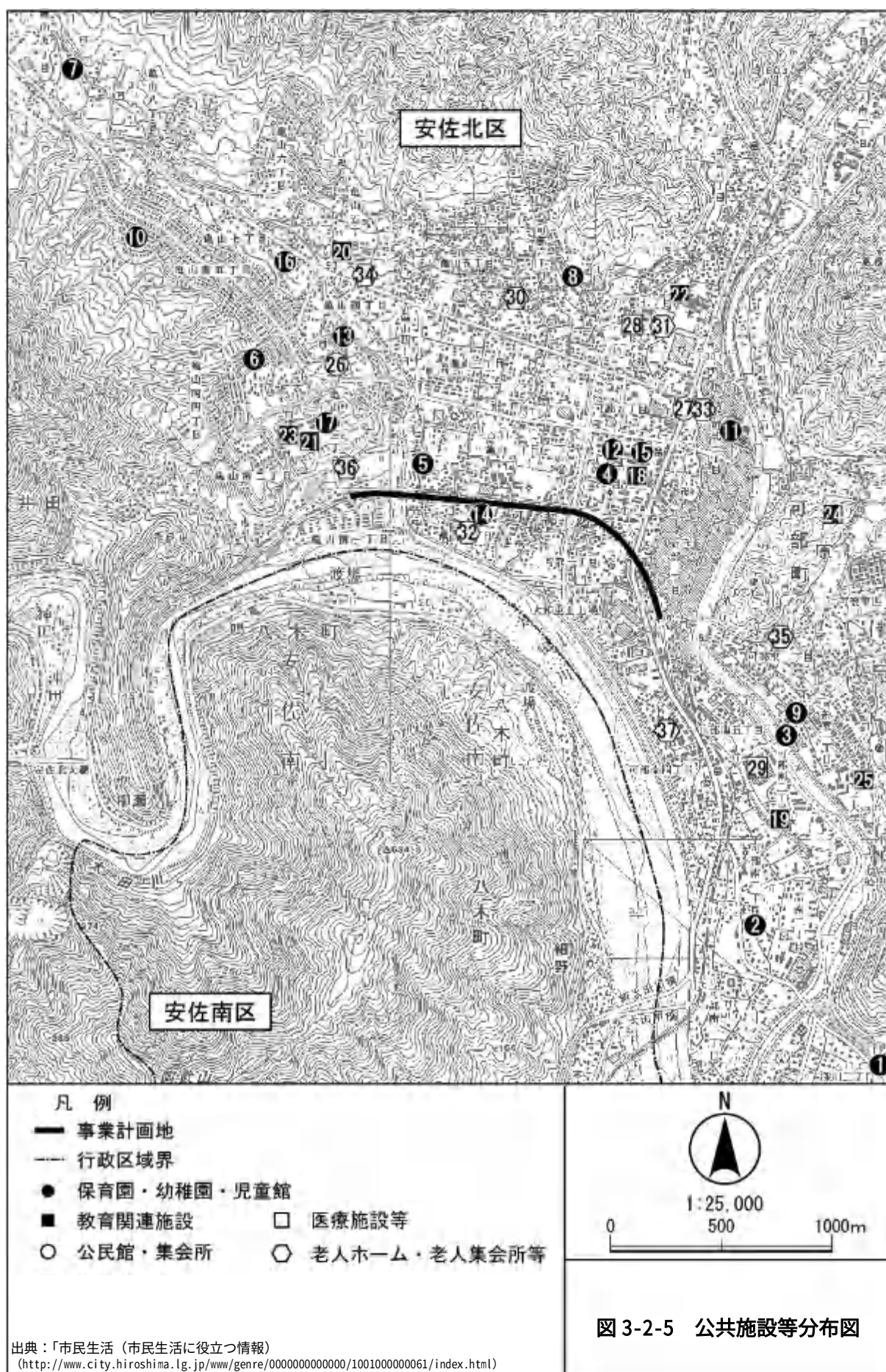


図 3-2-4 バス網



3-2-7 生活環境施設

1) 上水道

安佐南区、安佐北区及び広島市における上水道普及率は、表 3-2-13 に示すとおりである。これによると、広島市の普及率が約 97.6%であるのに対して、安佐南区が 98.4%、安佐北区が 88.3%となっている。

表 3-2-13 上水道普及状況（平成 22 年度）

区 分	行政区域内		給水区域内 (A)		現在給水 (B)		普及率(B)/(A)	
	世帯数 (戸)	人口 (人)	世帯数 (戸)	人口 (人)	世帯数 (戸)	人口 (人)	世帯数 (%)	人口 (%)
全 市	527,641	1,175,466	524,400	1,168,185	512,709	1,140,661	97.8	97.6
安佐南区	95,707	232,124	95,707	232,124	94,175	228,432	98.4	98.4
安佐北区	63,636	153,710	63,493	153,398	55,815	135,400	87.9	88.3

出典：「平成 23 年度版広島市水道局事業年報」（平成 23 年 10 月、広島市水道局）

2) 下水道

広島市における公共下水道普及率は、表 3-2-14 に示すとおりである。

これによると、広島市では行政区域人口に対して約 93.3%の普及率となっている。

表 3-2-14 公共下水道の普及率

年 次	人口 (人)		普及率 B/A(%)
	行政区域人口 A	処理区域人口 B	
平成 21 年	1,170,276	1,087,470	92.9
平成 22 年	1,173,977	1,093,250	93.1
平成 23 年	1,177,725	1,099,110	93.3

注 1. 各年 3 月 31 日現在。

注 2. 行政区域人口は、住民基本台帳及び外国人登録人口である。

出典：「広島市統計書 平成 23 年版」（平成 24 年 2 月、広島市）

3)廃棄物

(1)ごみ

広島市におけるごみの処分状況は、表 3-2-15 に示すとおりである。

これによると、ごみ処分量は近年減少傾向にあり、平成 22 年度の総処分量は 386,366t であり、平成 20 年度と比べて約 20,000t 減少した。焼却処分量は総量の約 75.2%を占める 290,574t であり、総処分量と同様に減少傾向にある。

表 3-2-15 ごみの処分

単位：t

年 度	総 量	焼 却	埋 立	再 生	無害化	1 日平均処分量
平成 20 年度	406,281	301,516	44,771	59,575	419	1,113
平成 21 年度	396,362	295,313	42,620	58,018	411	1,086
平成 22 年度	386,366	290,574	38,641	56,746	405	1,059

注.埋立量には焼却灰を含む。

出典：「広島市統計書 平成 23 年版」(平成 24 年 2 月、広島市)

(2)し尿

広島市におけるし尿及び浄化槽汚泥処理状況は、表 3-2-16 に示すとおりである。

これによると、広島市のし尿処分量は、公共下水道整備に伴い年々減少しており、平成 22 年度は 73,756kl となっている。

表 3-2-16 し尿及び浄化槽汚泥処理状況

単位：kl

年 度	収 集 量			処 理 量		
	総 量	環境事業 公社	業 者	総 量	陸上処理	農村還元
平成 20 年度	77,995 (33,572)	3,742 (3,742)	74,253 (29,830)	77,995 (33,572)	77,995 (33,572)	—
平成 21 年度	75,281 (31,406)	3,345 (3,345)	71,936 (28,061)	75,281 (31,406)	75,281 (31,406)	—
平成 22 年度	73,756 (31,263)	3,144 (3,144)	70,612 (28,119)	73,756 (31,263)	73,756 (31,263)	—

注 1. () 内の数字は、し尿の収集及び処理量(内数)である。

注 2. 浄化槽及び公共下水道により処理されたし尿は除く。

注 3. 安芸地区衛生管理組合(一部事務組合)の管轄区域(東区福田、馬木、温品地域及び安芸区)から排出されたし尿及び浄化槽汚泥は除く。

注 4. 業者には、委託業者収集量(西区新庄町、安佐南区、安佐北区及び佐伯区のし尿)、許可業者収集量(浄化槽汚泥)を含む。

出典：「広島市統計書 平成 23 年版」(平成 24 年 2 月、広島市)

4)温室効果ガス

広島市の温室効果ガスの排出量は、表 3-2-17 に示すとおりである。

これによると、平成 20 年度の温室効果ガスの排出量は 689.9 万トン-CO₂ であり、基準年度（平成 2 年度）の排出量に比べ約 26 万トン-CO₂（3.7%）減少している。

表 3-2-17 温室効果ガスの排出量

単位：万トン-CO₂

区 分	基準年度 平成 2 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
産業部門	196.8	194.6	188.0	197.2	197.0	159.6
民生部門	306.9	437.7	441.6	433.9	439.9	334.8
運輸部門	204.5	188.8	187.9	180.8	179.1	171.0
廃棄物部門	7.0	11.9	12.6	12.5	11.6	11.4
代替フロン第 3 ガス ^(注 1)	0.9	6.1	7.6	9.2	11.4	13.1
合 計 ^(注 2)	716.1	839.1	837.8	833.6	839.0	689.9 ^(注 3)
対基準年度削減率	—	+17.2%	+17.0%	+16.4%	+17.2%	△3.7%

注 1. 代替フロン等 3 ガスについては、平成 7 年度（1995 年）を基準年度としている。

注 2. 合計欄は、端数調整のため一致しない。

注 3. 電気事業者ごとの係数（京都メカニズムクレジット反映前）を用いた場合は、811.2 万トン（基準年比+13.3%）となる。

出典：「平成 23 年度版 広島市の環境（広島市環境白書）」（平成 24 年 3 月、広島市環境局）

3-2-8 環境保全のための法令等

1) 法令等に基づく地域等の指定及び規制

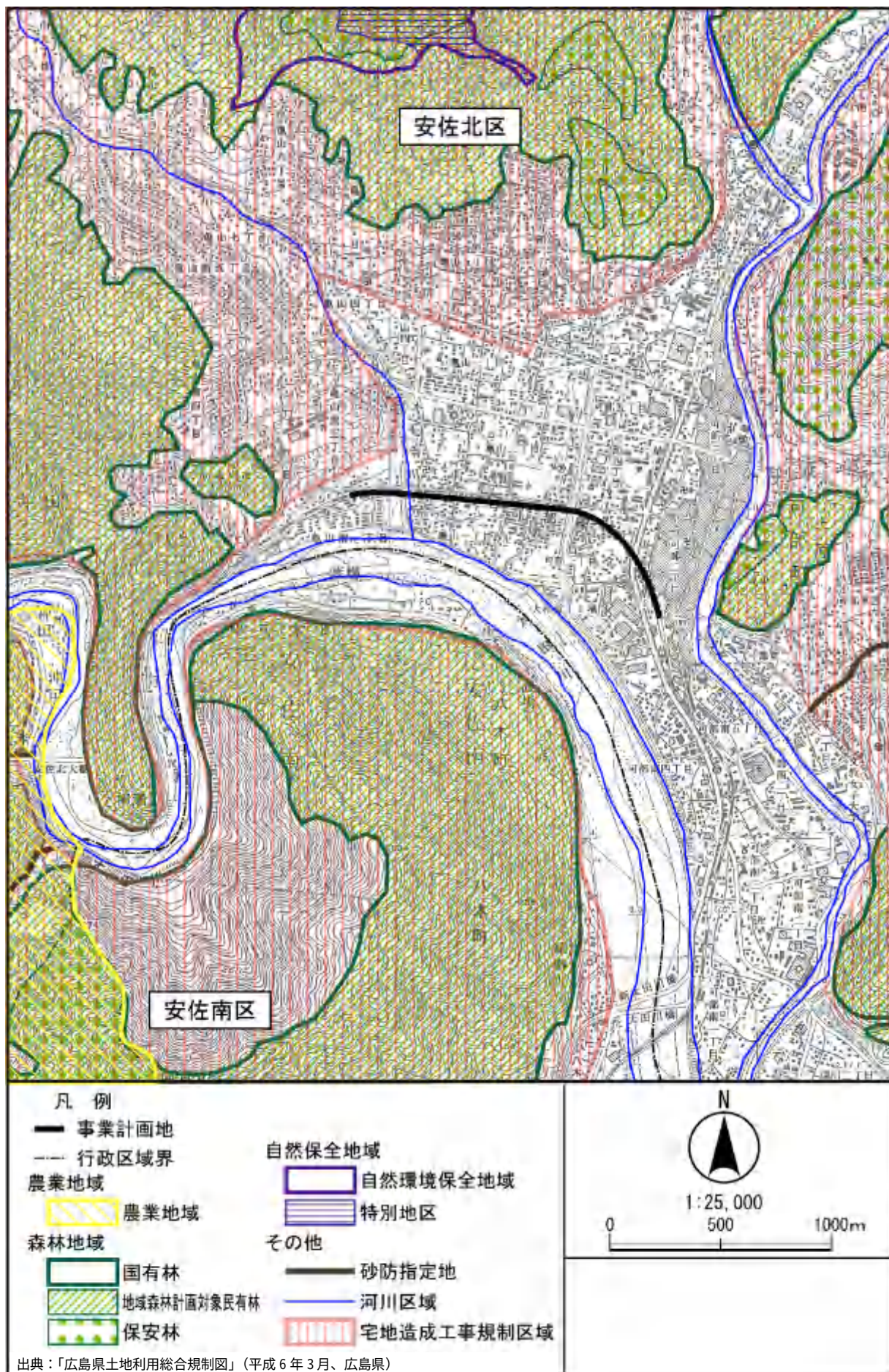
(1) 自然環境等の保全に係る地域等の指定及び規制の状況

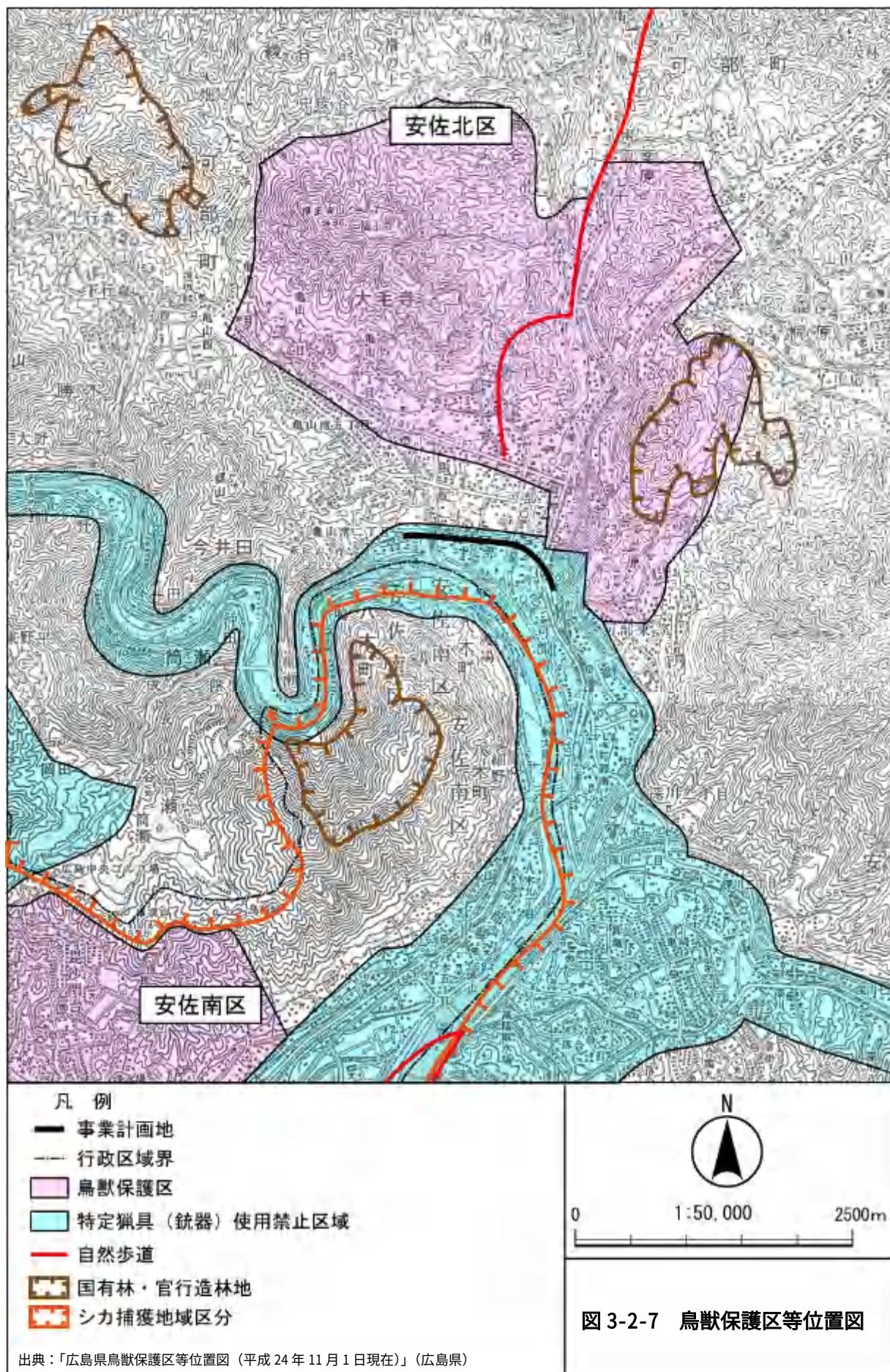
事業計画地における自然環境関係法令等に基づく地域・区域等の指定状況は表 3-2-18 及び図 3-2-6 に示すとおりである。また、鳥獣保護区等位置図は図 3-2-7 に示すとおりである。

事業計画地は、そのほとんどが都市計画法に基づく都市計画区域の第 1 種住居地域に位置し、一部が近隣商業地域、準工業地域、工業地域に面している。その他、法令等に基づく地域・区域等の指定はない。

表 3-2-18 自然環境等に関する法令等に基づく地域・区域等の指定状況

区分	法令等	地域・区域等	指定の有無	備考
自然環境保全	自然環境保全法	原生自然環境保全地域	×	
		自然環境保全地域	×	
	自然公園法	国立公園、国定公園等	×	
	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区等	×	図 3-2-7
	広島県自然環境保全条例	自然環境保全地域	×	図 3-2-6
		緑地環境保全地域	×	
土地利用	国土利用計画法	都市地域	○	図 3-2-1
		農業地域	×	図 3-2-6
		森林地域	×	
		自然公園地域	×	
		自然保全地域	×	図 3-2-6
	都市計画法	都市計画区域	○	図 3-2-1
		用途地域	○	
	農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域	×	図 3-2-6
		農用地区域	×	
防災	森林法	国有林	×	図 3-2-6
		保安林	×	図 3-2-6
		地域森林計画対象民有林	×	図 3-2-6
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	×	
	砂防法	砂防指定地	×	図 3-2-6
	地すべり等防止法	地すべり防止区域	×	
	河川法	河川区域、河川保全区域	×	図 3-2-6
	宅地造成等規正法	宅地造成工事規制区域	×	図 3-2-6
その他	文化財保護法	史跡・名勝・天然記念物	×	図 3-1-11 図 3-1-12
	広島県文化財保護条例	史跡・名勝・天然記念物（県指定）	×	
	広島市文化財保護条例	史跡・名勝・天然記念物（市指定）	×	





(2)公害の防止に係る地域等の指定及び規制の状況

①大気環境

7.大気汚染

a.環境基準

大気汚染に係る環境基準は、表 3-2-19 に示すとおりである。

表 3-2-19 大気汚染に係る環境基準

物 質	環境上の条件	測定方法
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下	溶液誘電率法又は紫外線蛍光法
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下	非分散型赤外線分析計を用いる方法
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下	濾過捕集による重量濃度測定法又はこの方法によって測定された重量濃度と直接的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下	キャニスター又は捕集管により摂取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法を標準法とする。また、当該物質に関し、標準法と同等以上の性能を有使用可能とする。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下	
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下	
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下	
ダイオキシン類	1 年平均値が 0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1 年平均値が 15 µg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 µg/m ³ 以下	濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法

(大気の汚染に係る環境基準：昭 48 環告 25,最終改正平 8 環告 73、二酸化窒素に係る環境基準：昭 53 環告 38,最終改正平 8 環告 74、有害大気汚染物質 (ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン)：平 9 環告 4、ジクロロメタン：平 13 環告 30)、ダイオキシン類：平 11 環告 68,最終改正平 21 環告 11、微小粒子状物質：平 21 環告 33)

注 1.環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

注 2.浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10 µm 以下のものをいう。

注 3.光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質 (中性ヨウ化カリウム溶液から要素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。

注 4.二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。

注 5.ダイオキシン類の基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

注 6.微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5 µm の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

1. 騒音

a. 環境基準

騒音に係る環境基準は、表 3-2-20 に示すとおりである。なお、事業計画地周辺は第 1 種住居地域であり「B 類型」に指定されている。

表 3-2-20 騒音に係る環境基準

「道路に面する地域以外の地域」

地域の類型	基準値	
	昼間（6～22 時）	夜間（22～6 時）
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

注 1. 広島市における地域の類型指定は以下のとおりである。

AA 類型：該当地域なし

A 類型：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域

B 類型：第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、用途地域の定めない地域

C 類型：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域

（平 24 広島市告示 116）

注 2. 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとする。

「道路の面する地域」

地域の類型	基準値	
	昼間（6～22 時）	夜間（22～6 時）
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

注. 車線：1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分。

「幹線交通を担う道路に近接する空間」

基準値	
昼間（6～22 時）	夜間（22～6 時）
70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。

注 1. 「幹線交通を担う道路」とは、道路法第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る。）並びに一般自動車道であって都市計画法施行規則第 7 条第 1 項第 1 号に定める自動車専用道路をいう。

注 2. 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路は、道路端から 15m までの範囲、また 2 車線を越える車線を有する幹線道路を担う道路は、道路端から 20m までの範囲をいう。

注 3. この環境基準は、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。

（平 10 環告 64, 最終改正平 24 環告 54）

b.規制基準等

在来鉄道騒音に係る基準として、表 3-2-21 に示すとおり、「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針」(平成 7 年 12 月、環大一 174 号)により指針値が定められている。

表 3-2-21 在来鉄道騒音に係る指針値

新 線	等価騒音レベル (L_{Aeq}) として、昼間 (7～22 時) については 60dB(A) 以下、夜間 (22 時～翌日 7 時) については 55dB(A) 以下とする。なお、住居専用地域等住居環境を保全すべき地域にあっては、一層の低減に努めること。
大規模改良線	騒音レベルの状況を改良前より改善すること。

(平成 7 年 12 月、環大一 174 号)

注.「新線」とは、鉄道事業法第 8 条又は軌道法第 5 条の工事の施行認可を受けて工事を施行する区間をいう。
「大規模改良線」とは、複線化、複々線化、道路との連続立体交差化又はこれに準ずる立体交差化（以下「高架化」という）を行うため、鉄道事業法第 12 条の鉄道施設の変更認可又は軌道法施行規則（大正 12 年内務鉄道省令）第 11 条の線路及び工事方法書の記載事項変更認可を受けて工事を施行する区間をいう。

また、騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）に規定する特定工場等に係る広島市における規制基準は表 3-2-22 に、自動車騒音の要請限度は表 3-2-23 に、特定建設作業の規制に関する基準は表 3-2-24 に示すとおりである。

事業計画地周辺における区域の指定状況は、特定工場等においては発生する騒音については第 1 種住居地域の「第二種区域」に、自動車騒音については「b 区域」に指定されている。

表 3-2-22 特定工場において発生する騒音の規制に関する基準

区域の区分	昼間 (8～18 時)	朝 (6～8 時) 夕 (18～22 時)	夜間 (22～6 時)
第一種区域	50 デシベル	45 デシベル	45 デシベル
第二種区域	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第三種区域	60 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
第四種区域	70 デシベル	70 デシベル	60 デシベル

(昭 43 厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示 1、昭 61 広島市告示 96、最終改正平 17 広島市告示 166)

注 1.騒音測定は、特定工場の敷地の境界線上で行う。

注 2.広島市における区域の指定は以下のとおりである。

第一種区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域

第二種区域：第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、用途地域の定めない地域

第三種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域

第四種区域：工業地域、工業専用地域

表 3-2-23 自動車騒音の要請限度

区 分	広島市における区域の指定	車線等	昼間（6～22 時）	夜間（22～6 時）
a 区域	第 1 種低層住居専用地域	1 車線以上	65 デシベル	55 デシベル
	第 2 種低層住居専用地域	2 車線以上	70 デシベル	65 デシベル
	第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域	近 接 区 域	75 デシベル	70 デシベル
b 区域	第 1 種住居地域	1 車線	65 デシベル	55 デシベル
	第 2 種住居地域 準住居地域 用途地域の定めない地域 (c 区域に該当する区域を除く。)	2 車線以上 近 接 区 域	75 デシベル	70 デシベル
c 区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域	車線を有する 道路近接区域	75 デシベル	70 デシベル

(平 12 総理府令 15, 最終改正平 23 環境省令 32, 昭 61 広島市告示 96, 最終改正平 17 広島市告示 166)

注 1. 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものである。

注 2. 「車線」とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な幅員を有する帯状の車道の部分をいう。

注 3. 「近隣区域」とは、「幹線交通を担う道路に近接する区域」をいい、2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路は、道路の敷地の境界線から 15m までの範囲、また、2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路は、道路の敷地の境界線から 20m までの範囲をいう。

注 4. 「幹線交通を担う道路」とは、道路法第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあつては 4 車線以上の区間に限る。）並びに一般自動車道であつて都市計画法施行規則第 7 条第 1 項第 1 号に定める自動車専用道路をいう。

表 3-2-24 特定建設作業の規制に関する基準

敷地境界に おける大きさ	作業時間	1 日の 作業時間長	作業期間	作業日
85 デシベル	午後 7 (10) 時から 翌日午前 7 (6) 時まで に行われないこと	10 (14) 時間を超えないこと	連続して 6 日を超えないこと	日曜日その他の休日に行われないこと
適用除外	① ② ③ ④	① ②	① ②	① ② ③ ④ ⑤

(昭 43 厚生省・建設省告示 1, 昭 61 広島市告示 96, 最終改正平 17 広島市告示 166)

注 1. 指定地域のうち、工業地域内の学校、保健所、病院、入院施設、図書館、特別養護老人ホーム等の施設から 80m を超える所の作業時間及び 1 日の作業時間長は () 内に示すとおりである。

注 2. 適用除外欄の各項は次のとおりです。

- ① 災害その他非常事態の発生により緊急に行う必要がある場合
- ② 人の生命・身体の危険防止のため必要な場合
- ③ 鉄道・軌道の正常な運行確保のため必要な場合
- ④ 道路法による占用許可（協議）又は道路交通法による使用許可（協議）に条件が付された場合
- ⑤ 変電所の変更工事で作業従事者の生命・身体の安全確保のため必要な場合

ウ.振 動

振動については、環境基準は定められていない。

振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）に規定する特定工場等に係る広島市における振動の規制基準は表 3-2-25 に、道路交通振動の要請限度は表 3-2-26 に示すとおりである。なお、事業計画地は第 1 種住居地域の「第一種区域」に指定されている。

また、特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準は表 3-2-27 に示すとおりである。

表 3-2-25 特定工場等において発生する振動の規制に関する基準

区域の区分	昼間（7～19 時）	夜間（19～7 時）
第一種区域	60 デシベル	55 デシベル
第二種区域	65 デシベル	60 デシベル

（昭 51 環告 90、昭 61 広島市告示 97、最終改正平 13 広島市告示 80）

注. 広島市における区域の指定は以下のとおりである。

第一種区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、用途地域の定めない地域

第二種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

なお、工業専用地域は区域の指定がされていない。

表 3-2-26 道路交通振動の要請限度

区域の区分	昼間（7～19 時）	夜間（19～7 時）
第一種区域	65 デシベル	60 デシベル
第二種区域	70 デシベル	65 デシベル

（昭 51 総理府令 58、最終改正平 23 環境省令 32、昭 61 広島市告示 97、最終改正平 13 広島市告示 80）

注 1. 区域の区分は、表 3-2-25 と同様である。

注 2. 振動の測定場所は、道路の敷地の境界線とする。

注 3. 振動の測定は、当該道路に係る道路交通振動を対象とし、当該道路交通振動の状況を代表すると認められる 1 日において、昼間及び夜間の区分ごとに 1 時間当たり一回以上の測定を 4 時間以上行うものとする。

注 4. 振動レベルは、5 秒間隔、100 個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の 80%レンジの上端の数値を、昼間及び夜間の区分ごとに全てについて平均した数値とする。

表 3-2-27 特定建設作業の規制に関する基準

敷地境界における大きさ	作業時間	1 日の作業時間長	作業期間	作業日
75 デシベル	午後 7（10）時から翌日午前 7（6）時までに行われないこと	10（14）時間を超えないこと	連続して 6 日を超えないこと	日曜日その他の休日に行われないこと
適用除外	① ② ③ ④	① ②	① ②	① ② ③ ④ ⑤

（昭 51 総理府令 58、昭 61 広島市告示 97、最終改正平 13 広島市告示 80）

注 1. 指定地域のうち、工業地域内の学校、保健所、病院、入院施設、図書館、特別養護老人ホーム等の施設から 80m を超える所の作業時間及び 1 日の作業時間長は（ ）内に示すとおりである。

注 2. 適用除外欄の各項は次のとおりです。

- ① 災害その他非常事態の発生により緊急に行う必要がある場合
- ② 人の生命・身体の危険防止のため必要な場合
- ③ 鉄道・軌道の正常な運行確保のため必要な場合
- ④ 道路法による占用許可（協議）又は道路交通法による使用許可（協議）に条件が付された場合
- ⑤ 変電所の変更工事で作業従事者の生命・身体の安全確保のため必要な場合

I. 悪 臭

悪臭については、環境基準は定められていない。

悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）に基づく広島市における規制基準は、表 3-2-28 に示すとおりであり、広島市全域が規制区域に指定されている。なお、事業計画地は第 1 種住居地域の「第 1 種区域」に指定されている。

表 3-2-28 悪臭防止法に基づく規制基準

区域の区分	用途地域の区分等	許容限度
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域又は準住居地域	臭気指数 10
第 2 種区域	近隣商業地域、商業地域又は準工業地域、用途地域の定めのない地域であって第 3 種区域に該当する区域を除く区域	臭気指数 13
第 3 種区域	工業地域又は工業専用地域、都市計画区域の定めのない地域	臭気指数 15

(平 23 広島市告示 240)

②水環境

7.水質汚濁

a.環境基準

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準は表 3-2-29 及び表 3-2-30 に、地下水の水質汚濁に係る環境基準は表 3-2-29 に示すとおりである。

なお、健康項目のカドミウムに関しては、基準値が 0.01mg/L から 0.003mg/L に改正され、平成 23 年 10 月 27 日から施行される。

表 3-2-29 水質汚濁に係る環境基準（公共用水域及び地下水）

項 目	基準値	
	公共用水域	地 下 水
カドミウム	0.003mg/L 以下	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	検出されないこと。
P C B	検出されないこと。	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	0.002mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	—	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	—
1,2-ジクロロエチレン	—	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下	0.03mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	0.05mg/L 以下
ダイオキシン類（水質）	1pg-TEQ/L 以下	

（公共用水域：昭 46 環告 59,最終改正平 24 環告 127、地下水：平 9 環告 10,最終改正平 24 環告 85、ダイオキシン類：平 11 環告 68,最終改正平 21 環告 11）

注 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

注 2. 「検出されないこと」とは、規定の方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

注 3. ダイオキシン類の基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

表 3-2-30(1) 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/100ml 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴及び B 以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/100ml 以下
B	水道 3 級 水産 2 級及び C 以下に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/100ml 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級 農業用水及び E の欄 に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められないこと	2mg/L 以上	—

注 1. 基準値は日間平均値とする。

注 2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。

注 3. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

- 水道 1 級：濾過等による簡易な浄水操作を行うもの
- 水道 2 級：沈殿濾過等による通常の浄水操作を行うもの
- 水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄化操作を行うもの
- 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級・3 級の水産生物用
- 水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物及び水産 3 級の水産生物用
- 水産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
- 工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄化操作を行うもの
- 工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
- 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩道を含む）において不快感を生じない限度

表 3-2-30(2) 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値（年平均）	
		全亜鉛	ノニルフェノール
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域の好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001 mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002 mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002 mg/L 以下

（昭 46 環告 59, 最終改正平 24 環告 127）

b.規制基準等

水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）に基づく排出基準は、表 3-2-31 に示すとおりである。

水質汚濁防止法第三条第 3 項の規定に基づく排水基準を定める条例（昭和 46 年広島県条例 69 号）では水質汚濁防止法に基づいて、上記の排出基準より厳しい上乗せ排水基準を定めており、その基準は表 3-2-32 に示すとおりである。なお、下水道への排除基準は表 3-2-33 に示すとおりである。

表 3-2-31(1) 排水基準（水質汚濁防止法：排水基準を定める省令）

【有害物質】

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.1mg/L
シアン化合物	シアン 1mg/L
有機化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る）	1mg/L
鉛及びその化合物	鉛 0.1mg/L
六価クロム化合物	六価クロム 0.5mg/L
砒素及びその化合物	砒素 0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀 0.005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.3mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	セレン 0.1mg/L
ほう素及びその化合物	ほう素 10mg/L（海域以外の公共用水域に排出） 230mg/L（海域に排出）
ふっ素及びその化合物	ふっ素 8mg/L（海域以外の公共用水域に排出） 15mg/L（海域に排出）
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100mg/L
1,4-ジオキサン	0.5mg/L

注 1.「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

注 2.砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和 49 年政令第 363 号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）第 2 条第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。

表 3-2-31(2) 排水基準（水質汚濁防止法：排出基準を定める省令）

【その他の項目】

項 目	許容限度
水素イオン濃度（水素指数）	5.8～8.6（海域以外の公共用水域に排出） 5.0～9.0（海域に排出）
生物化学的酸素要求量	160（日間平均 120）mg/L
化学的酸素要求量	160（日間平均 120）mg/L
浮遊物質	200（日間平均 150）mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌含有量	日間平均 3,000 個/cm ³
窒素含有量	120（日間平均 60）mg/L
燐含有量	16（日間平均 8）mg/L

注 1. 「日間平均」による許容限度は、1 日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものある。

注 2. この表に掲げる排出基準は、1 日当りの平均的な排出水の量が 50 m³以上である工場または事業場に係る排水について適用する。

注 3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水については適用しない。

注 4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。

注 5. 生物化学的酸素要求量についての排出基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排出基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。

注 6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1L につき 9000mg を超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。

注 7. 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。

（昭 46 総理府令 35,最終改正平 24 環境省令 15）

表 3-2-32 上乘せ排水基準

【一般基準】

項 目	許容限度						
	第一種水域		第二種水域		第三種水域		第四種水域
	河川等	湖沼	河川等	湖沼	河川等	湖沼	
水素イオン濃度（水素指数）							5.5 以上 9.0 以下
生物化学的酸素要求量（mg/L）	90(70)						
化学的酸素要求量（mg/L）		50(40)		85(65)		120(90)	130(100)
浮遊物質（mg/L）	90(70)		90(70)				
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	8		8		20		20

（昭和 46 年広島県条例 69,最終改正平 21 条例 35）

注 1. （ ）内に示す「日間平均」による許容限度は、1 日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

注 2. この表に掲げる排出基準は、排出量が 50 m³以上である工場または事業場に係る排水について適用する。

注 3. 「河川等」とは、海域及び湖沼以外の公共用水域をいう。

注 4. 事業計画地周辺の河川は第 2 種水域にあたる。

注 5. 空欄部分については、現時点で基準は設けられていない。

表 3-2-33 下水道への排除基準

項目	基準	
カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.1mg/L 以下	
シアン化合物	シアン 1mg/L 以下	
有機化合物	1mg/L 以下	
鉛及びその化合物	鉛 0.1mg/L 以下	
六価クロム化合物	六価クロム 0.5mg/L 以下	
砒素及びその化合物	砒素 0.1mg/L 以下	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀 0.005mg/L 以下	
アルキル水銀化合物	検出されないこと	
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L 以下	
トリクロロエチレン	0.3mg/L 以下	
テトラクロロエチレン	0.1mg/L 以下	
ジクロロメタン	0.2mg/L 以下	
四塩化炭素	0.02mg/L 以下	
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L 以下	
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L 以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L 以下	
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L 以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L 以下	
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L 以下	
チウラム	0.06mg/L 以下	
シマジン	0.03mg/L 以下	
ベンゼン	0.1mg/L 以下	
セレン及びその化合物	セレン 0.1mg/L 以下	
ほう素及びその化合物	ほう素 230mg/L 以下	
ふっ素及びその化合物	ふっ素 15mg/L 以下	
1,4-ジオキサン	0.5mg/L	
フェノール類	5mg/L 以下	
銅及びその化合物	銅 3mg/L 以下	
亜鉛及びその化合物	亜鉛 2mg/L 以下	
マンガン及びその化合物（溶解性）	マンガン 10mg/L 以下	
クロム及びその化合物	クロム 2mg/L 以下	
ダイオキシン類	10pg-TEQ/L 以下	
水素イオン濃度	水素指数 5 を超え 9 未満	
生物化学的酸素要求量	5 日間に 600mg/L 以下	
浮遊物質	600mg/L 以下	
ノルマンヘキサン抽出物含有量	鉱油類含有量	5mg/L 以下
	動植物油脂類含有量	30mg/L 以下
窒素含有量	240mg/L 以下	
燐含有量	32mg/L 以下	
温度	45℃未満	
ヨウ素消費量	220mg/L 以下	
チオベンカルブ	0.2mg/L 以下	

(昭 34 政令 147, 最終改正平 24 政令 148、昭 47 広島市条例 96)

注 1. 各項目は、排出量 50 m³/日以上の特特定業場の排除基準である。

注 2. 排水量とは、一日当りの平均的な排水の量のことである。

注 3. ほう素及びふっ素は、事業計画地周辺からの排水を処理する広島市西部水資源再生センターの排除基準である。

注 4. セレン、ほう素、ふっ素、1,4-ジオキサン、亜鉛の基準は事業場の業種によっては暫定基準がある。

注 5. 1,4-ジオキサンの基準は、すでに特定施設を設置している事業場に対しては、施行後（平成 24 年 5 月 25 日以降）6 か月間（水質汚濁防止法施行令別表第三に掲げる特定施設の場合は 1 年間）は適用されない。

③土壌環境

土壌の汚染に係る環境基準は、表 3-2-34 に示すとおりである。

表 3-2-34 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4 mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐（りん）	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒（ひ）素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
ダイオキシン類（土壌）	1,000pg-TEQ/g

（土壌汚染：平 3 環告 46, 最終改正平 22 環告 37、ダイオキシン類：平 11 環告 68, 最終改正平 21 環告 11）

注 1. 「検液中に検出されないこと」とは、規定の方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

注 2. 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。

注 3. ダイオキシン類の基準値は 2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

注 4. ダイオキシン類については、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

注 5. ダイオキシン類を除く項目に係る環境基準は、汚染がもっぱら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他の表の項目の欄に挙げる項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌については適用しない。ダイオキシン類に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

(3)その他、環境に関する規制等

①広島市環境基本計画

広島市では、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「広島市環境基本計画」を平成 13 年 10 月（平成 19 年 6 月一部改定）に策定している。

この計画は、「広島市基本構想」に掲げられている本市の都市像「国際平和文化都市」を環境面から実現するための部門計画であり、環境行政の中心的な役割を担うものとして位置付けられている。なお、計画期間は平成 25 年度までとされている。

②広島市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

広島市は平成 9 年 10 月に市民、事業者、行政が一体となって発生段階からごみの質・量・流れを制御する都市の構築を基本理念とする「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定した。しかし、ごみ排出量は年々増加し続けていることから、ごみの排出量の増加を前提として処分施設を確保するという考え方から、ごみを可能な限りゼロに近づけ、環境への負担を極めて小さくするという「ゼロエミッションシティ」へと大きく転換するため、平成 21 年 6 月に「広島市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」が策定された。計画策定後、計画期間の前期 5 年が経過したため、これまでの取組の経過や目標の達成状況を踏まえ、後期目標を新たに設定し、今後の施策展開等を盛り込み、平成 21 年 6 月に改定された。なお、後期の計画期間は平成 25 年度までとされている。

③リサイクルガイドライン

広島市のごみ排出量のうち事業系ごみは、約 46%（平成 14 年度）を占めている。このうち紙ごみが 5 割以上占め、シュレッダーダストや OA 用紙などリサイクル可能なごみが大量に含まれていることから、事業者にごみの減量・リサイクルをより一層推進させるために「リサイクルガイドライン」が策定された。本ガイドラインは、平成 14 年度に実施した実態調査を基に、建物形態別の特徴と課題を分析し、紙ごみ対策を中心として、目標とする「リサイクル率」や対応策が示されている。

④広島市地球温暖化対策地域推進計画

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量の削減に向けて、市民・事業者・行政が取り組む具体的な行動内容や、温室効果ガスの削減目標が定められている。

⑤広島市緑の基本計画

広島市は、21世紀の緑のまちづくりについての理念と方向を示すとともに、緑の将来像と施策の枠組みを明らかにするため、平成13年1月に「広島市緑の基本計画」を策定し、市民やNPO、企業等と市が協働して取組が進められた。しかし、市民一人当たりの都市公園の面積が目標に達していないこと、市街化に伴う緑地の減少など、さらには地球温暖化問題、ヒートアイランド現象などの問題解決に向けた取組が必要とされている。このため、これまでの取組を継続し発展させるとともに、地球温暖化などの新たな課題に対応し、将来にわたって緑化の推進と緑地の保全を総合的・計画的に推進するため、平成23年1月に「広島市緑の基本計画2011-2020」に改定された。なお、本計画の目標年度は平成32年度までとされている。

この計画は、都市緑地法に基づき、「広島市基本構想」等に則する緑に関する総合的な計画として位置付けられ、計画期間は平成32年度までとされている。

⑥広島市環境影響評価条例

広島市では、環境に影響を及ぼすおそれがある事業をより環境に配慮された事業に誘導することを目的として、総合的な環境保全施策の一環として環境影響評価条例を制定している。